

宜野湾市 障がい福祉 ガイドブック

2024年度版



相談	6
手帳	10
医療	12
手当・年金等	15
障害者総合支援法による総合的な支援	17
児童福祉法に基づく障害児支援	22
補装具・日常生活用具等	24
その他の支援	26
住宅	27
自動車・交通等	28
教育	30
就労支援・相談	31
税・使用料の減免等	31
その他	32
マイナンバーの利用	34
関係機関・施設等一覧表	35
生活ガイド(リフォーム)	38
健康マップ	40

「障害を理由とした差別」をなくす法律です

障害者差別解消法

障害者差別解消法は、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者での「障害を理由とする差別」をなくし、すべての人が障がいのあるなしにかかわらず、おたがいに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会をつくるための法律です。

「障害を理由とした差別」には、

障がいのある人への「**不当な差別的取扱い**」と「**合理的配慮の不提供**」があります。

不当な差別的取扱い

正当な理由がないのに、障がいがあるということでサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障がいのない人にはつけないような条件をつけたりすることです。



合理的配慮の不提供

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思表示があつたにもかかわらず、「社会的障壁」を取り除く合理的な配慮をしないことです。



こんなことで困ったことはありませんか？

※相談窓口についてはP7をご覧ください。⇒

- ▶ 災害時の緊急避難所で、聴覚障害があることを管理者に伝えたが、必要な情報提供は音声でしか行われなかった。
- ▶ スポーツクラブやカルチャーセンターなどに入会しようとして、障害があることを伝えると、そのことを理由に断られた。

- ▶ レストランなどの飲食店に入ろうとしたら、車いすを利用していることを理由に断られた。
- ▶ アパートやマンションを借りようとして、障害があることを伝えると、そのことを理由に貸してくれなかった。

障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例(共生社会条例)

沖縄県では、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」(共生社会条例)において、障がいのある人もない人もすべての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会(インクルーシブ社会)の実現を目指しています。

条例の全文は沖縄県のホームページで確認できます。

共生社会条例

検索

まずは各市町村の担当窓口にご相談ください



気づいて! 防ごう!

障がい者虐待

障がい者の当たり前の生活を守る法律です

障害者虐待防止法

ってどんな法律？

障害者虐待防止法は、正式名称を「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」と言います。虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障がい者が安心して生活し、社会参加できるように、私たち一人一人が虐待の防止に取り組みをしましょう。

1 身体的虐待

例えば

- ▶ 殴る、蹴る、やけどをさせる
- ▶ 身体を縛り、行動を制限する、羽交い締めにする
- ▶ 過剰投薬など

サイン／

- ・体にアザや傷、やけどの跡がある
- ・手を上げると身をかがずような動作をする
- ・おびえた表情をする、急に泣き出す



2 性的虐待

例えば

- ▶ 性的行為を強要する、性的暴力、胸や性器を触る
 - ▶ わいせつな言葉を言う、キスをする、裸にする
 - ▶ 性器や性行為を見せる、ポルノ雑誌や映像を見せる
- *同性同士も含みます

サイン／

- ・肛門や性器から出血が見られる
- ・性器の痛みやかゆみを訴える
- ・歩き方が不自然になる、ずっと座ってられない
- ・周囲の人の身体を触るようになる



3 心理的虐待

例えば

- ▶ ののしる、怒鳴る
- ▶ こども扱いする
- ▶ 無視する

サイン／

- ・わめく、泣くなどパニック症状を起こす
- ・睡眠が不規則になる、夢にうなされる
- ・表情が無くなる、無力感、なぜやりになる
- ・過食や拒食が見られる



4 放棄・放任(ネグレクト)

例えば

- ▶ 必要なサービスや医療を受けさせない
- ▶ 十分な食事を与えない
- ▶ いつも同じ服を着ている、入浴をさせない
- ▶ 部屋にゴミが散らかっている

サイン／

- ・病気がけがをしても病院に連れて行かない
- ・極端な体重の減少がみられる、空腹を訴える
- ・身体から異臭がする
- ・髪や爪が汚れている



5 経済的虐待

例えば

- ▶ 年金や賃金が本人のために使われていない。これらのお金がどのように管理されているか本人が知らない
- ▶ 日常生活に必要な金銭を渡さない
- ▶ 本人の同意なしに資産や預貯金を処分・運用する
- ▶ 雇用主が工賃・給料を支払わない

サイン／

- ・預金通帳や年金を家族・他人が管理し、借金返済や遊興費などに使っているように見える
- ・工賃・給料や年金などでお金があるにも関わらず、サービスの利用料や光熱費などの支払いが滞っている
- ・空腹の訴えが多く、食事を摂っていないように見える



国民の誰もが通報の義務があります。

連絡先: 宜野湾市役所 障がい福祉課 自立支援係

☎098-893-4411 (内線: 3563・3564)

詳しくはP7をご覧ください。⇒



ガイドブックをご覧になる前に

この「宜野湾市障がい福祉ガイドブック」は、障がいのある方やそのご家族の方々、支援者など、障害福祉に関わるの方々に対し、障害福祉サービスの諸制度をはじめ、様々な暮らしの情報をまとめた情報誌となります。令和6年3月に策定した「第5次宜野湾市障がい者基本計画」のめざす姿でもある「チュイシージーの心で支え合い、誰もが自分らしく、安心して暮らせるまち」の実現のためにも、多くの皆様に手に取っていただけると幸いです。

本誌発行にあたりましては市が行政情報等を提供し、株式会社サイネックスが作製をし、協働で発行いたしました。障がいのある人もない人も暮らしやすい社会づくりを目指していくため、多くの皆様の目に触れ、少しでも皆様の社会参加の機会拡大、またご家族のお役に立てていただければ幸いです。ご協力いただきました皆様に、心より厚く御礼申し上げます。

お問合せ先

宜野湾市役所

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩1-1-1

TEL:098-893-4411(代表)



ガイドブックをご覧になる前に	1
もくじ	2
知っていますか?障がいに関するマーク	4



相談

1 相談支援事業所	6
2 宜野湾市障がい者基幹相談支援センター	7
3 障がいを理由とした差別に関する相談	7
4 障がい者への虐待に関する相談	7
5 医療的ケア児等コーディネーター配置事業所等一覧	7
6 宜野湾市地域包括支援センター	8
7 宜野湾市民生委員児童委員	8
8 生活困窮者自立支援相談	8
9 ひきこもり相談支援	8
10 生活保護相談	9
11 成年後見制度利用支援事業	9
12 難病等に関する相談	9



手帳

1 身体障害者手帳	10
2 療育手帳	10
3 精神障害者保健福祉手帳	11



医療

1 自立支援医療(育成医療)	12
2 自立支援医療(更生医療)	12
3 自立支援医療(精神通院)	13
4 重度心身障がい者(児)医療費助成	13
5 後期高齢者医療制度(後期高齢者医療保険)	14
6 特定医療費(指定難病)公費負担制度	14
7 障がい者・児の歯科治療について	14
8 母子及び父子家庭等医療費助成事業	14



手当・年金等

1 特別障害者手当	15
-----------	----

2 障害児福祉手当	15
3 特別児童扶養手当	15
4 児童扶養手当	16
5 障害基礎年金	16
6 特別障害給付金	16
7 心身障害者扶養共済制度	16



障害者総合支援法による総合的な支援

自立支援給付(国の制度に基づく事業)	17
1 障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)	18
訪問系サービス	18
居住支援系サービス/日中活動系サービス/訓練系・就労系サービス	19
2 地域相談支援	20
3 計画相談支援	20
4 高額障害福祉サービス等給付費等	21
5 地域生活支援事業	21



児童福祉法に基づく障害児支援

障害児支援	22
1 障害児通所支援	23
2 障害児相談支援	23
3 障害児入所支援	23
4 高額障害福祉サービス等	23
5 併行通園事業	23



補装具・日常生活用具等

1 補装具費の給付	24
2 日常生活用具の給付	24
3 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	25
4 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	25
5 重度身体障害者住宅改造費助成事業	25



その他の支援

1 手話通訳・要約筆記の派遣	26
2 手話通訳者設置事業	26

3 電話リレーサービス	26
4 緊急通報システム	26
5 重度身体障がい者および高齢者福祉電話設置	26
6 車いすの貸出し	26
7 重度身体障がい者移動支援事業	27
8 生活福祉資金(福祉用具等の購入に必要な経費)の貸付	27
9 避難行動要支援制度	27

住宅

1 生活福祉資金(住宅の増改築等に必要となる経費)の貸付	27
------------------------------	----

自動車・交通等

1 障がい者自動車運転免許取得に関する助成	28
2 身体障がい者自動車改造に関する助成	28
3 運賃の割引	28
4 那覇空港駐車場料金の割引	28
5 沖縄県ちゅうらパーキング(障害者等用駐車区間)利用証制度	28
6 有料道路通行料金の割引	29
7 駐車禁止除外指定車標章	29

教育

1 教育支援委員会(就学相談・指導)	30
2 特別支援学級	30
3 特別支援教育就学奨励費	30

就労支援・相談

1 沖縄公共職業安定所(ハローワーク沖縄 専門援助部門)	31
2 中部地区障害者就業・生活支援センター花灯	31
3 宜野湾市障がい福祉課	31

税・使用料の減免等

1 各税の控除や減免等を受けられる場合があります。詳細は各窓口へお問合わせください。	31
--	----

2 NHK放送受信料の免除	31
---------------	----

その他

1 郵便等による不在者投票	32
2 選挙の際の代理投票・点字投票	32
3 Net119緊急通報システム	32
4 聴覚・言語障がい者用メール119番	32
5 聴覚・言語障がい者用FAX119番	32
6 聴覚・言語障がい者用メール110番	33
7 聴覚・言語障がい者用FAX110番	33
8 点字・朗読サービス	33
9 青い鳥郵便はがきの無償配付	33
10 無料郵便物	33
11 ニュー福祉定期貯金	33
12 障がい者等のマル優(少額預金等の利子非課税)	33
13 携帯電話基本使用料等割引	33

マイナンバーの利用

1 障がい福祉課窓口における個人番号(マイナンバー)の利用について	34
-----------------------------------	----

関係機関・施設等一覧表

1 指定障害児通所・入所支援事業所(宜野湾市)	35
2 指定障がい福祉サービス(宜野湾市)	36

生活ガイド(リフォーム)

● バリアフリーリフォームのコツ	38
------------------	----

健康マップ

● 健康マップ	40
---------	----

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

知って
いますか？

障がいに関するマーク

障害者のための国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。

マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車いすを利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。

問合せ先 /

公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会
TEL.03-5273-0601 FAX.03-5273-1523

身体障害者標識(身体障害者マーク)



肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

問合せ先 /

警察庁 TEL.03-3581-0141(代)

聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)



聴覚障がいであることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

問合せ先 /

警察庁 TEL.03-3581-0141(代)

耳マーク



聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。

聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮についてご協力をお願いいたします。

問合せ先 /

一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
TEL.03-3225-5600 FAX.03-3354-0046

手話マーク



きこえない・きこえにくい人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。

きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。

問合せ先 /

一般財団法人全日本ろうあ連盟
TEL.03-6302-1430 FAX.03-6302-1449

筆談マーク



きこえない・きこえにくい人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブス

などに掲示することもできます。

きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。

問合せ先 /

一般財団法人全日本ろうあ連盟
TEL.03-6302-1430 FAX.03-6302-1449

オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があること及びオストメイトであることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力をお願いいたします。

問合せ先 /

公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団
TEL.03-5844-6265 FAX.03-5844-6294



「白杖SOSシグナル」普及啓発 シンボルマーク

(社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合推奨マーク)



白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。

駅のホームや路上などで視覚に障がいのある方が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。

問合せ先 /

岐阜市福祉部障がい福祉課

TEL.058-214-2138 FAX.058-265-7613

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」では、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設では、身体障がいのある方が身体障害者補助犬を同伴することを受け入れる義務があります。

補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障がい者差別に当たります。

補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。

補助犬を同伴していても障がいのある方への援助が必要な場合があります。障がいのある方が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いいたします。

問合せ先 /

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

TEL.03-5253-1111(代) FAX.03-3503-1237

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです(JIS規格)。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いいたします。

問合せ先 /

東京都福祉局障害者施策推進部企画課社会参加推進担当

TEL. 03-5320-4147

●ヘルプマークの配布について

宜野湾市では、障がい福祉課(本庁1階⑩窓口)にて配布しています。

宜野湾市障がい福祉課給付係 TEL.098-893-4648

障害者雇用支援マーク※



公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。

障がい者の社会参加を理念に、障がい者雇用を促進している企業や障がい者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。

そういった企業がどこにあるのか、障がい者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障がい者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。

障害者雇用支援マークが企業側と障がい者の橋渡しになればと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

問合せ先 /

公益財団法人ソーシャルサービス協会 ITセンター

TEL.052-218-2154 FAX.052-218-2155

ハート・プラスマーク



「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障がいがある方は外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。

内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障がい者用駐車スペースに停めたい、と

いったことを希望していることがあります。

このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮についてご理解、ご協力をお願いいたします。

問合せ先 /

特定非営利活動法人ハート・プラスの会

TEL:080-4824-9928

内閣府のホームページを参照しています。(※を除く。)

相談窓口は、お住いの地域によって異なりますので、該当する窓口を選ぶ必要があります。ご不明な場合は障がい福祉課にお問い合わせください。

1. 相談支援事業所

地域の障がい者等の福祉に関する相談に応じて障がい者、障がい児等の保護者または障がい者等の介護を行う方に必要な情報提供および助言を行い、市や障がい福祉サービス事業所等との連絡調整、その他便宜を供与します。

※各事業所への来所相談は、各事業所へ事前に電話予約をお願いいたします。

委託相談：社会福祉法人ハイジ福祉会
担当地区：宜野湾中校区
事務所：相談支援事業所ケアステーションPont
住所：宜野湾市野嵩1-43-11 ポレール野嵩101
TEL/FAX：(098)917-2678



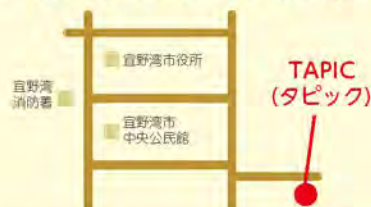
対象

市内在住の方

相談時間

平日 午前8時30分～12時、午後1時～5時
(土日祝日、年末年始、慰霊の日除く)

委託相談：医療法人 タピック
担当地区：普天間中校区
事務所：障がい者相談支援事業所TAPIC(タピック)
住所：宜野湾市野嵩1-12-8
(宜野湾市地域活動支援センターTAPIC内)
TEL/FAX：(098)988-8741 / (098)988-8742



委託相談：沖縄県自立生活センター・イルカ
担当地区：真志喜中校区
事務所：同事業所内
住所：宜野湾市伊佐4丁目4番1号(1階)
TEL/FAX：(098)890-4890 / (098)897-1877



障がい福祉課自立支援係
担当地区：嘉数中校区
住所：宜野湾市野嵩1丁目1番1号
TEL/FAX：(098)893-4411 内線3542
(098)893-4108



2. 宜野湾市障がい者基幹相談支援センター

▶ 障がい福祉課 自立支援係

☎893-4411 内線3534・3535・3545

対 象

市内在住の方

内 容

地域の中核的な相談支援機関として研修会や支援会議の開催、委託相談支援事業所や関係機関と連携して、障がいのある方やご家族がスムーズに相談できる体制づくり、自立支援協議会の運営を通して障がいの有無に関係なく誰もが住みやすい福祉文化のまち・宜野湾市を目指します。

相談時間

平日 午前8時30分～12時、午後1時～5時15分
(土日祝日、年末年始、慰霊の日除く)

3. 障がいを理由とした差別に関する相談

▶ 障がい福祉課 自立支援係

☎893-4411 内線3534・3535・3545

対 象

宜野湾市内在住の方。身体・知的・精神障がい(発達障がい含む)、その他心身の機能の障がいがある者であって、障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に継続的に相当な制限を受ける方。

内 容

県や市町村といった行政機関や、会社やお店等の民間事業者から障がいを理由に差別を受けた等、何かお困りなことがあればご相談ください。

相談時間

平日 午前8時30分～12時、午後1時～5時15分
(土日祝日、年末年始、慰霊の日除く)

4. 障がい者への虐待に関する相談

▶ 障がい福祉課 自立支援係

☎893-4411 内線3534・3535・3545

対 象

身体・知的・精神障がい(発達障がい含む)、その他心身の機能の障がいがある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける以下の方。

- ①宜野湾市内在住の方(※18歳未満の方も含みます。)
- ②宜野湾市で障害福祉サービス等の支給決定を受け、障害福祉サービス等事業所を利用している方。又は市内の障害福祉サービス等事業所を利用している方。
- ③市内の事業所等で勤務されている方

内 容

自身が虐待を受けている場合、また、虐待を受けていると思われる障がい者を発見した場合、速やかに通報してください。匿名でも受け付けます。

相談時間

24時間365日

5. 医療的ケア児等コーディネーター配置事業所等一覧

所属	住所	電話番号
宜野湾市障がい福祉課	宜野湾市野嵩1丁目1番1号	098-893-4131
沖縄県自立生活センター・イルカ	宜野湾市伊佐4丁目4番1号	098-890-4890
相談支援事業所ケアステーション Pont(ポント)	宜野湾市野嵩1丁目43番11号(101)	098-917-2678

対 象

市内在住の医療的ケアを必要とする児・者やその家族

内 容

医療的ケア児等コーディネーターを配置し、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割を担います。

相談時間

平日 午前8時30分～12時、午後1時～5時
(土日祝日、年末年始、慰霊の日除く)



6. 宜野湾市地域包括支援センター

▶ 介護長寿課 長寿支援係 ☎893-4411 内線4133~4139

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心した生活が続けられるように支援を行う機関です。高齢者ご本人やそのご家族、地域の方々など、お気軽にご相談ください。お住いの行政区が分からない場合は、介護長寿課・長寿支援係へお問合せください。

所在地

市内に4か所の地域包括支援センターが設置されています。お気軽にご相談ください。

野嵩1区・2区・3区、新城、喜友名、普天間1区・2区・3区の方

相談

地域包括支援センター ふてんま

所在地: 普天間1-9-3

☎943-4165

FAX943-4067



伊佐、大山、真志喜、宇地泊、大謝名、大謝名団地、嘉数ハイツの方

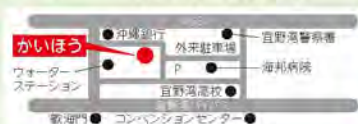
相談

地域包括支援センター かいほう

所在地: 真志喜2-22-2
(海邦病院駐車場敷地内)

☎942-8377

FAX898-2174



真栄原(佐真下)、嘉数、我如古、上大謝名の方

相談

地域包括支援センター ふれあい

所在地: 我如古402
(ケアビレッジふれあい我如古1F)

☎897-4165

FAX897-4167



中原(赤道・上原)、愛知(愛知・神山)、宜野湾、長田(志真志)の方

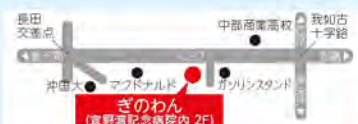
相談

地域包括支援センター ぎのわん

所在地: 宜野湾3-3-13

☎896-1339

FAX896-1340



7. 宜野湾市民生委員児童委員

▶ 宜野湾市民生委員児童委員協議会事務局
(宜野湾市社会福祉協議会内)
☎892-6525

対象

市内在住の方

内容

厚生労働大臣から委嘱を受け、担当区域内の児童・障がい者・高齢者等の諸問題についての相談を受け、関係機関へつなぐ等の支援を行っています。

8. 生活困窮者自立支援相談

▶ 福祉総務課 生活支援係
☎893-4411 内線3135・3136・3137

対象

市内在住の方

内容

失業等により経済的な問題で生活に困っている、働くことに不安を抱えている、住居を失うおそれがある(または喪失した)、生活や就職の問題を抱えている等の理由で生活困窮に陥っている方々に、就労による自立に向けた相談を行っています。相談窓口では専門の相談員が寄り添いながら、就労相談や他機関との連携による各種制度の活用に向けた支援を行います。

9. ひきこもり相談支援

▶ 福祉総務課 生活支援係
☎893-4411 内線3135・3136・3137

対象

市内在住の方

内容

「ひきこもり」の定義

さまざまな要因の結果として社会的参加(就学、就労、家庭外での交遊など)をせず、概ね6カ月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態を指す。(厚生労働省「ひきこもり評価・支援に関するガイドライン」より)

具体的には次のような状態が見られます。

- ・学校を卒業・中退し、ずっと家にいる。
- ・仕事を突然辞めてしまい、家にこもるようになる。
- ・1日中自分の部屋に閉じこもって、インターネットばかりしている。
- ・昼夜逆転の生活をしているが、夜中にコンビニには出かけているらしい。
- ・家族との会話がほとんどなく、顔を合わせても避けようとする。

安心して生活を送ることができるよう、ご本人やご家族と一緒に考えていきます。また、必要に応じて関係機関へつなぐ、連携して支援を行います。

10. 生活保護相談

▶ 保護課 ☎893-4411 内線3631・3632

対 象

市内在住の方

内 容

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。(支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なります。)

11. 成年後見制度利用支援事業

▶ 65歳以上の窓口…介護長寿課 長寿支援係 内線4133
各地域包括支援センター

P8を参照してください。

65歳未満の窓口…障がい福祉課 自立支援係
☎893-4411 内線3534・3535・3545

対 象

- 認知症や知的障がい、精神障がい等の理由により判断能力が乏しいため、自己の財産を管理し、または処分するには援助が必要であると認められた方。
- 本人の配偶者および2親等内の親族がいないか、またはあっても本人の保護を適切に行うことができないと認められた方。
- 本人の福祉を図るため審判請求を行うことが特に必要であると認められた方。

内 容

身寄りがない方等のために、市長が成年後見等の審判請求を行ったり、成年後見人への報酬を助成することで、成年後見制度の利用を支援する事業です。成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等の理由により判断力が不十分な方が、財産管理や日常生活での契約などを行う時に、判断がむずかしく不利益をこうむったり、悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守り、支援する制度です。下記の法律行為の支援が受けられます。

① 財産管理

本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割協議等、財産に関する契約等についての助言や支援。

② 身上監護

介護、福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退所の手続きや費用の支払など、日常生活にかかわってくる契約等の支援。

利用料

申立費用、鑑定費用等については、家庭裁判所の決定により本人に負担していただく場合があります。

- 成年後見人への報酬助成は、一定の要件を満たした方が対象になります。
- 判断能力の状況や生活状況、親族状況を調査検討の上で決定されます。

12. 難病等に関する相談

▶ 難病等に関する相談窓口について…

沖縄県難病相談支援センター アンビシャス
那覇市牧志3-24-29 ☎951-0567
(<http://www.ambitious.or.jp/>)

内 容

地域で生活する難病の方の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行うため、難病相談支援センターが設置されています。

主な相談支援活動

- 難病情報提供……………会報誌の無料お届け
- 医療相談……………無料難病医療相談会
- 難病相談……………電話、来所、メール
- 患者会運営支援……………保健所とも連携
- 意思伝達装置の貸出し…無料お試し
- 非常時の電源貸出し……沖縄県無償貸与事業
- 就労支援……………事例紹介、制度の案内、ハローワーク出張相談

相談時間

平日 午前8時30分～12時、午後1時～5時15分
(土日祝日、年末年始、慰霊の日除く)

難病等の障害福祉サービスについて…

障がい福祉課 給付係・自立支援係
☎893-4411 内線3512・3540・3541

内 容

平成25年4月に施行された障害者総合支援法において、難病等についても障害福祉サービスの対象となりました。身体障害者手帳所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。詳しくは障がい福祉課給付係・自立支援係にお問い合わせください。

※医療費については、P12～14を参照してください。

手帳



手帳

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、様々なサービスを利用するために必要な手帳です。

療育手帳は、知的障がいのある方が、一貫した療育・援護を受け、様々なサービスを利用するために必要な手帳です。

精神障害者保健福祉手帳は、精神に障がいがあり、長期にわたり日常生活または社会生活上で制限を受けている方が、各種の福祉サービスの提供を受けるときに必要な手帳です。

1. 身体障害者手帳

▶ 障がい福祉課 給付係 ☎893-4411 内線3513

対 象

視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体(上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能)、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある方。

内 容

身体に障がいのある方が、様々なサービスを利用するために必要で、障がいの程度によって1級から6級までに区分されます。また、交付を受けた後、障がい程度が変化した場合には再認定を受けることができます。

手帳交付の手続

必要なもの

- ① 指定医師による診断書(3か月以内有効)
- ② 顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm(1年以内に撮影したもの)・無帽・上半身正面・サングラス不可)
- ③ マイナンバーカードもしくは通知カード
- ④ 今お持ちの身体障害者手帳(再交付申請のとき)
- ⑤ 代理の方が申請する場合は委任状

※申請してから、更生相談所の審査後約2～3か月程度で交付されます。ただし、診断書の内容に疑義がある場合、指定医師への照会等でさらに日数がかかることがあります。

手帳交付後の手続

次のような場合は障がい福祉課へ届け出てください。手続きに必要なものが異なりますので、事前にご連絡ください。

- 紛失、破損、写真や等級変更、障害名追加、再認定等
- 住所(施設入所)、氏名、保護者情報等変更
- 等級非該当、再交付、手帳不要、手帳所持者死亡等

※指定医師は障がい福祉課給付係にお問い合わせください。

2. 療育手帳

▶ 障がい福祉課 給付係 ☎893-4411 内線3513

対 象

知的障がいがある方。

※IQ値(知能指数)が概ね70以下の方

※知的遅れを伴わない発達障がい(例:ADHD、自閉症スペクトラム障がいなど)は対象外。

内 容

知的障がいのある方が、様々なサービスを受けやすくすることを目的としたものです。障がい程度はA1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)に区分されています。

手帳交付の手続

必要なもの

- ① 顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm(1年以内に撮影したもの)・無帽・上半身正面・サングラス不可)
- ② 母子手帳(持っている方)
- ③ マイナンバーカードもしくは通知カード
- ④ 代理の方が申請する場合は委任状

※申請してから、後日コザ児童相談所または沖縄県知的障害者更生相談所から面談の案内があります。手帳の交付までに、18歳未満は約2～3か月、18歳以上は約4～6か月かかります。

手帳交付後の手続

次のような場合は障がい福祉課へ届け出てください。手続きに必要なものが異なりますので、事前にご連絡ください。

- 紛失、破損、写真変更等
- 住所(施設入所)、氏名、保護者情報等変更
- 等級非該当、再交付、手帳不要、手帳所持者死亡等

再判定

再判定を受ける必要がある場合があります。手帳に記載されている次の判定年月をご確認頂き、直接下記判定機関に予約を入れ、再判定を受けてください。18歳未満は、1～2か月前から電話予約が可能です。18歳以上は、6か月前から電話予約もしくは沖縄県公式ホームページから電子申請予約が可能です。

判定機関・再判定機関

18歳未満:コザ児童相談所
住所 沖縄市知花6-34-6
☎937-0859

18歳以上:沖縄県知的障害者更生相談所
住所 那覇市首里石嶺町4-385-1
☎886-2115

3. 精神障害者保健福祉手帳

▶ 障がい福祉課 ☎893-4411 内線3532

対 象

精神障がいのため、日常生活・社会生活上に制限がある方。その中で、精神障がいと診断された日から6か月以上を経過し症状が継続している方、または精神障がいを受給事由とする年金等を受給している方が対象です。

内 容

障がいの程度により1級～3級までの手帳が交付され、さまざまなサービスを利用することができます。また、この手帳を持つことで障がいに対する理解を求めることもできるので、社会参加のひとつの手段にもなります。

必要なもの

▶ 診断書で申請する場合

- 申請書(障がい福祉課窓口または病院窓口で準備しています)
 - 診断書(所定の様式があり、障がい福祉課窓口または病院窓口で準備しています)
 - 障害者手帳(更新・等級変更申請の場合のみ)
 - マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードまたは住民票の写し)
- ※手帳に写真添付を希望する場合は、写真(タテ4センチメートル×ヨコ3センチメートル)もご用意ください。

▶ 年金証書(障害年金)で申請する場合

- 申請書(障がい福祉課窓口または病院窓口で準備しています)
 - 年金証書の写し及び直近の年金振込通知書の写し
 - 障害年金等級照会同意書(障がい福祉課窓口で準備しています)
 - 障害者手帳(更新・等級変更申請の場合のみ)
 - マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードまたは住民票の写し)
- ※手帳に写真添付を希望する場合は、写真(タテ4センチメートル×ヨコ3センチメートル)もご用意ください。

▶ 特別障害給付金受給者資格証で申請する場合

- 申請書(障がい福祉課窓口または病院窓口で準備しています)
 - 特別障害給付金受給者資格証(特別障害給付金支給決定通知書)の写し及び直近の国庫金振込通知書(国庫金送金通知書)の写し
 - 障害年金等級照会同意書(障がい福祉課窓口で準備しています)
 - 障害者手帳(更新・等級変更申請の場合のみ)
 - マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードまたは住民票の写し)
- ※手帳に写真添付を希望する場合は、写真(タテ4センチメートル×ヨコ3センチメートル)もご用意ください。

手帳交付後の手続

次のような場合は障がい福祉課へ届け出てください。手続きに必要なものが異なりますので、事前にご連絡ください。

- 紛失、破損、写真変更等
- 住所(施設入所)、氏名等変更等
- 等級非該当、再交付、手帳不要、手帳所持者死亡等

更新の手続

手帳の有効期限は申請した日から2年間です。更新手続きは期限の3カ月前から可能となり、必要書類については、上記「必要なもの」をご確認ください。



医療

年齢や疾病の種類等により医療援護の制度が異なりますが、医療機関等で保険による診療を受けた場合の医療費が給付または助成される次の制度があります。



医療

1. 自立支援医療(育成医療)

▶ 障がい福祉課 給付係 ☎893-4411 内線3512

対 象

18歳未満の次の疾患のある方で確実な治療効果が期待できるもの。ただし、所得が一定以上ある方は、ご利用いただけない場合があります。

- ① 肢体不自由
- ② 視覚障害
- ③ 聴覚、平衡機能障害
- ④ 音声言語、そしゃく機能障害
- ⑤ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸または肝臓機能障害
- ⑥ ⑤を除く先天性の内臓機能障害
- ⑦ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

内 容

放置すると将来障がいを残す可能性がある疾患をもっている18歳未満の児童に対して手術等により確実な治療効果が期待できる場合に公費で医療費を補助する制度です。なお、原則医療費の1割が本人負担ですが、世帯の所得に応じて上限額があります。

必要なもの

- ① 医師の意見書(指定自立支援医療機関)
- ② 健康保険の被保険者、組合員、加入者又は、被扶養者であることを確認できる書類(マイナ保険証等)
- ③ 保護者の障害・遺族年金、特別児童扶養手当等の受給金額がわかるもの(通帳や証書)
- ④ マイナンバーカードもしくは通知カード

※事前申請が原則です。ただし、次の場合に限り事前に電話連絡があった場合は事後申請を認めています。

- ① 緊急の手術を行った場合
- ② 離島居住者で直ちに申請することが困難な場合

※「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を所持していない方は、加入している健康保険より交付を受けてください。

2. 自立支援医療(更生医療)

▶ 障がい福祉課 給付係 ☎893-4411 内線3512

対 象

18歳以上の身体障害者手帳を所持している方で、障がいの軽減、除去のための治療により確実に効果が期待できる方。

※所得が一定以上ある場合、利用できない場合があります。

内 容

自己負担分の医療費を公費で補助する制度です。原則、医療費の1割が本人負担ですが、所得に応じて上限額があります。

医療の範囲

(例)

- ① じん臓機能障害 人工透析、腎臓移植術、腎臓移植術後の抗免疫療法
- ② 心臓機能障害 ペースメーカー埋込術、弁置換術、冠動脈バイパス術 など
- ③ 肝臓機能障害 肝臓移植術、肝臓移植術後の抗免疫療法
- ④ その他 人工関節置換術(肢体不自由)、角膜移植術(視覚障害)、鼓膜形成術(聴覚障害)、抗体HIV療法(免疫機能障害) など



**必要なもの**

- ① 医師の意見書(指定自立支援医療機関)
- ② 身体障害者手帳
- ③ 健康保険の被保険者、組合員、加入者又は、被扶養者であることを確認できる書類(マイナ保険証等)
- ④ 特定疾病療養受領証(人工透析の方のみ)
- ⑤ 本人の障害・遺族年金、特別児童扶養手当等の受給金額がわかるもの(通帳や証書)
- ⑥ 認印(本人、スタンプ印不可)
- ⑦ マイナンバーカード、もしくは通知カード

※原則、事前申請です。適用開始は、申請から約2～3か月かかります。

※「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を所持していない方は、加入している健康保険より交付を受けてください。

- 同意書(障がい福祉課窓口で準備しています)
- 健康保険証(国民健康保険の方は世帯全員分、その他の保険の方は本人と被保険者のみ)
※生活保護受給中の方は生活保護証明書が必要です。
- 障害年金・遺族年金・特別児童扶養手当等の受給金額がわかるもの
- マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードまたは住民票の写し)

※各種変更、再発行、その他の手続きについては必要書類が異なりますので、事前にご連絡ください。

4. 重度心身障がい者(児)医療費助成**▶ 障がい福祉課 給付係**

☎893-4411 内線3511・3512・3514

対 象

宜野湾市内に住所がある方(住所地特例対象施設に入所しており援護の実施者が宜野湾市である方も含む)で、医療保険に加入しており、次のいずれかに該当する方。

- 身体障害者手帳を所持し、障がいの程度が1級・2級の方
- 療育手帳を所持し、障がいの程度がA1・A2の方

※所得制限があります。本人、配偶者及び扶養義務者の所得が制限額を超える場合は助成対象外となります。

助成の内容

- 病院や調剤薬局などで、各医療保険を使って支払った一部負担金及び入院時の食事療養費の半額を助成します。
- 高額療養費及び付加給付金を差し引いて助成します。
- 診断書や予防接種等、保険がきかない費用及び介護保険利用料は助成対象外です。
- 受給資格認定を行い、受給者証の交付後に医療費助成を受けることができます。

3. 自立支援医療(精神通院)**▶ 障がい福祉課 自立支援係 ☎893-4411 内線3532****対 象**

統合失調症、精神作用物質による急性中毒症又はその依存症、知的障害、その他の精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方が対象です。

内 容

指定の医療機関等で医療を受けた場合、医療保険の自己負担分の一部が給付(助成)されます。原則一割の自己負担となり、月額自己負担上限額の設定もありますが、沖縄県は復帰特別措置法により窓口での自己負担がありません。ただし、訪問看護事業所における訪問看護については、特別公費負担制度の対象にはなりません。

必要なもの**▶ 新規・再認定**

- 申請書(障がい福祉課窓口または病院窓口で準備しています)
- 自立医支援医療受給者証(更新の方のみ)
- 診断書(所定の様式があり、障がい福祉課窓口または病院窓口で準備しています)
※受給者証が「1年目」の方は不要

申請に必要なもの

▶ 受給資格認定を受けるための申請

次の申請書類を添えて申請します。審査後、受給者証を交付します。

- 身体障害者手帳又は療育手帳
 - 健康保険の被保険者、組合員、加入者又は、被扶養者であることを確認できる書類(マイナ保険証等)
 - 受給者本人名義の預金通帳
- (※必要な方のみ)本人及び同一世帯の方の所得課税証明書

▶ 償還払いの申請

診療月の翌月以降で診療月から1年以内に申請手続きを行ってください。

- 受給資格者証
- 健康保険の被保険者、組合員、加入者又は、被扶養者であることを確認できる書類(マイナ保険証等)
- 領収書(原本)

医療費助成の受給者の方へ

次の場合は届け出が必要です

- 受給資格者証の記載事項に変更があったとき
- 振込先口座に変更があったとき
- 加入している健康保険証に変更があったとき
- 転出、死亡、生活保護が開始したとき
- 住民票上の世帯員に増減があったとき
- 身体障害者手帳や療育手帳の等級に変更があり、医療費助成の対象でなくなったとき
- 受給資格者本人、配偶者及び扶養義務者の所得の修正申告を行い、所得限度額を超えるとき

5. 後期高齢者医療制度(後期高齢者医療保険)

▶ 国民健康保険課 後期高齢者医療係
☎893-4411 内線4271・4272

対 象

65歳以上75歳未満で、一定の障がいの状態にあることにより、沖縄県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方

内 容

65歳以上75歳未満で、一定の障がいの状態にあることにより広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することで、世帯の収入によっては、医療費の負担割合が1割負担となる場合や、保険料が安くなることがあります。

※障害認定により、すでに後期高齢者医療制度に加入されている方で、障害者手帳に有効期限のある方については、障害者手帳を更新した際は、届出が必要です。

6. 特定医療費(指定難病)公費負担制度

▶ 沖縄県中部保健所 地域保健班 ☎938-9883

対 象

- 1) 沖縄県に住所を有する者
- 2) 指定難病にかかっていると認められる者で、次の①か②のいずれかに該当する者。
 - ① その症状の程度が国の定めた程度の者。
 - ② 上記①に該当せず、申請月を含む直近12月以内に、指定難病にかかる総医療費が33,330円を超える月が3か月以上ある者。

内 容

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする難病と呼ばれる疾病のうち、国が定めた指定難病について、医療の確立・普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とした制度です。

7. 障がい者・児の歯科治療について

▶ 沖縄県口腔保健医療センター ☎888-0648

対 象

障がいがあるため日常の歯の健康管理が難しい、または意思表示が十分でないため一般の歯科医院での治療が困難な障がい児、障がい者の方。

内 容

通常の歯科治療はもちろん、全身麻酔や鎮静薬を用いた治療の対応や個室での治療など、症状や状況に合わせた治療を行っています。

※治療内容や費用負担等の詳しいお問い合わせは沖縄県口腔保健医療センターまで直接ご連絡ください。

8. 母子及び父子家庭等医療費助成事業

▶ 児童家庭課 ☎893-4641

対 象

母子(父子)家庭の母(父)と児童、父母のいない児童とその保護者(主な生計維持者1人)、父母のいずれかが、ある一定の障がいの状態にある場合の母(父)と児童。

※児童とは18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある方。

助成の範囲

各医療保険診療に係る自己負担分から一部負担金を控除した額が対象となります。

(保険診療外の医療分、他の法律等で負担する分、各保険による付加給付分、高額療養費の分は除かれます。)

障がいの等級により国・県・市から障がい者等に各種の手当や年金が支給される制度です。

1. 特別障害者手当

▶ 障がい福祉課 給付係 ☎893-4411 内線3513

日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい者(20歳以上)に支給されます。ただし、世帯の所得に制限があります。また、施設入所中の方および病院または診療所に継続して3ヶ月以上入院している場合は支給されません。

対 象

障がいや病状が次のうち2つに該当するかまたはそれと同程度以上に重度な方

- ① 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの(矯正視力)
 ㊦一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの(矯正視力) ㊧ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ㊨自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- ② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するものまたは両上肢すべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- ④ 両下肢の機能に著しい障害を有するものまたは両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑤ 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑦ 精神(知的)の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

内 容

月額28,840円(令和6年度)

手当は、5月・8月・11月および2月に、それぞれ前月分までの3ヶ月分を支給します。

必要なもの

- 指定の診断書
- 口座振込のための本人の預金通帳
- マイナンバーカード

※詳しくは障がい福祉課までお問い合わせください。

2. 障害児福祉手当

▶ 障がい福祉課 給付係 ☎893-4411 内線3513

日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障害児(20歳未満)に支給されます。ただし、世帯の所得に制限があります。また、施設入所中の方は支給されません。

対 象

障がいや病状が次のうちいずれかに該当する方

- ① 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの(矯正視力による)
- ② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ④ 両上肢のすべての指を欠くもの
- ⑤ 両下肢の用を全く廃したもの
- ⑥ 両大腿を2分の1以上失ったもの
- ⑦ 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑨ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- ⑩ 身体の機能の障害若しくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

内 容

月額15,690円(令和6年度)

手当は、5月・8月・11月および2月に、それぞれ前月分までの3ヶ月分を支給します。

必要なもの

- 指定の診断書
- 口座振込のための預金通帳
- マイナンバーカード

※詳しくは障がい福祉課までお問い合わせください。

3. 特別児童扶養手当

▶ 児童家庭課 ☎893-4642

対 象

身体や精神に障がいがある20歳未満の児童を養育する父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方。ただし、児童が施設入所している場合や所得が一定額を超える場合は支給されません。

内 容

1級:1人につき月額55,350円

2級:1人につき月額36,860円

手当は、4月・8月・11月に支給します。

4. 児童扶養手当

▶ 児童家庭課 ☎893-4642

対 象

母子・父子家庭の児童の母や父、父または母が政令の定める程度の障がいの状態にある児童の母や父、あるいは父母にかわって児童を養育している方。

※児童とは、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある方または政令の定める程度の障がいの状態にある20歳未満の方。

区分	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方
児童1人目の金額	月額 45,500円	45,490円から10,740円まで
児童2人目以降の加算額	月額 10,750円	10,740円から5,380円まで

手当は、5月・7月・9月・11月・1月・3月の年6回支給します。

一部支給月額、所得に応じて決定されます。公的年金を受給している方で、年金額が手当額より低い方は、その差額が支給されます。また、申請者および同居の扶養義務者の所得額が所得制限限度額以上になると手当は支給されません。

5. 障害基礎年金

▶ 市民課 年金係
☎893-4411 内線2763・2764
厚生年金の場合…日本年金機構 コザ年金事務所
☎933-2267 お客様相談室1番→2番

対 象

国民年金加入中に病気やケガにより政令で定める1級または2級障がいに認定された場合に受け取ることができる年金です。

次の受給要件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 病気やケガで診療を受けた最初の日(初診日)に、国民年金の被保険者、もしくは、20歳前または60歳以上65歳未満に初診を受けた方
- ② 初診日から1年6ヵ月経過した日または治った日(障害認定日)の障がいの程度が、政令で定める1級または2級の障がいに該当すること
- ③ 初診日の前日において、初診日の前々月までに保険料を納めた期間(免除・納付猶予・学生納付特例を含む)が、加入期間の3分の2以上あること、または初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと

内 容

障害基礎年金1級:年額1,020,000円
(昭和31年4月1日以前生まれの方:1,017,125円)

障害基礎年金2級:年額816,000円
(昭和31年4月1日以前生まれの方:813,700円)

※令和6年度の年金額です。

※対象者がいる方のみ子の加算を受け取ることができます。

※詳細については窓口でご相談ください。

6. 特別障害給付金

▶ 市民課 年金係
☎893-4411 内線2763・2764

対 象

国民年金の強制加入に移行する前の任意加入対象期間中において、任意加入をしていなかった期間に初診日がある病気やケガが原因で、現在、障害基礎年金の1級または2級の障がい状態である次のいずれかに該当する方。

ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限られます。

- ① 昭和61年3月以前に国民年金任意加入の対象であった被用者等の配偶者の方
- ② 平成3年3月以前に国民年金任意加入の対象であった学生の方

なお、障害基礎年金や障害厚生年金などを受給することができる方は対象になりません。

内 容

特別障害給付金1級:月額55,350円

特別障害給付金2級:月額44,280円

※令和6年度の金額です。

※詳細については窓口でご相談ください。

7. 心身障害者扶養共済制度

▶ 障がい福祉課 給付係 ☎893-4411 内線3511

障がいのある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、ご自身に万が一(死亡・重度障がい)のことがあったとき、障がいのある方に一定額の年金を支給する制度です。

対 象

将来独立自活することが困難な知的障がい者、身体障がい者(1級から3級)、精神障がい者などを扶養している65歳未満の疾病や障がいのない健康な方

内 容

掛金は、加入時の加入者の年齢により異なります(1口月額9,300円～23,300円)。1人の障がい者につき2口まで加入できます。

加入者が死亡または著しい障がいを有する状態となった時、その月から障がい者に毎月2万円(2口加入の場合には4万円)の年金を障がい者が亡くなられるまで支給します。

必要なもの

●印鑑 ●住民票(加入者と障がい者分) ほか
申請内容により必要なものが異なりますので、事前にお問い合わせください。



障害者総合支援法による総合的な支援

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく障害福祉サービスです。障害福祉サービスを受けられる障がい者の範囲には、難病患者等も含まれます。

介護保険の被保険者は、原則として介護保険サービスが優先となります。

自立支援給付(国の制度に基づく事業)

障害福祉サービス

○介護給付

- 居宅介護 ● 重度訪問介護 ● 同行援護
- 行動援護 ● 療養介護 ● 生活介護
- 短期入所(ショートステイ)
- 重度障害者等包括支援 ● 施設入所支援

○訓練等給付

- 自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型)
- 就労移行支援 ● 就労継続支援(A型・B型)
- 就労定着支援 ● 自立生活援助
- 共同生活援助 ● 就労選択支援(予定)

計画相談支援

補装具(P24参照)

地域相談支援

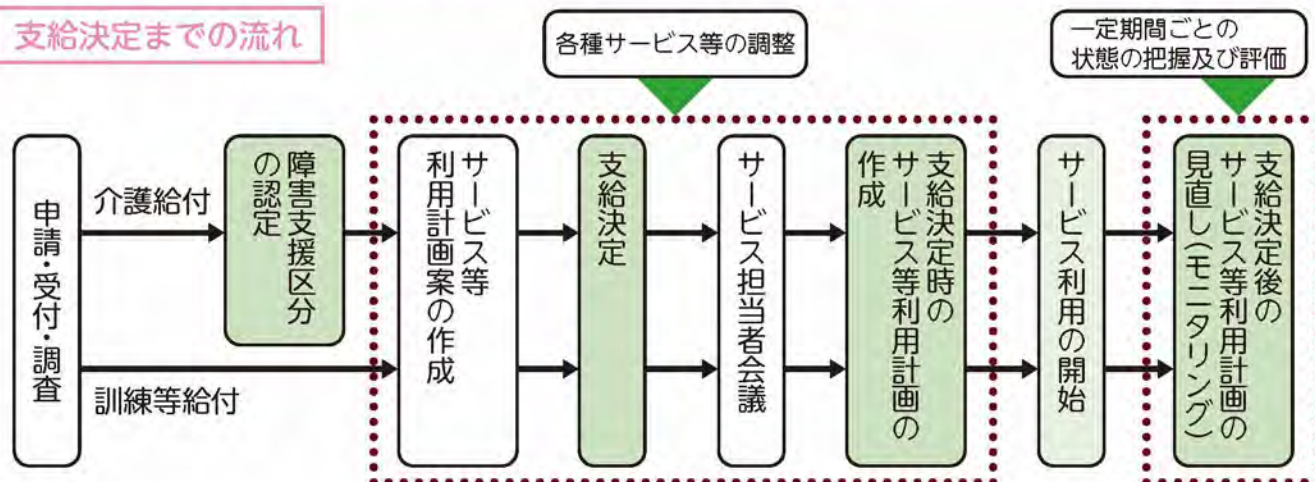
自立支援医療(P12~13参照)

高額障害福祉サービス等

地域生活支援事業(市が実施する事業)

- 相談支援事業 ● 意思疎通支援事業(P26参照)(手話通訳・要約筆記派遣等)
- 日常生活用具の給付等事業(P24参照) ● 移動支援事業 ● 地域活動支援センター事業
- 日中一時支援事業 ● 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業 ● その他

支給決定までの流れ



障害者総合支援法による総合的な支援

利用者負担

原則として、利用料の1割を負担していただきます。残りの費用は市町村が負担します。ただし、負担額には、世帯の所得に応じて1か月あたりの負担上限があります。
※上限額よりサービス費用の1割に相当する額の方が低い場合には、低い額の方を負担します。

▶所得を判断するときの世帯の範囲

18歳以上の障がい者(施設に入所する18、19歳を除く)	障がい者本人とその配偶者
障がい児(施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

▶障害福祉サービス利用時の費用について 障がい者の利用負担

区分	世帯の収入状況	負担上限額(月額)
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除く	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者(は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」になります。

▶地域生活支援事業利用時の費用について

区分	世帯の収入状況	負担上限額(月額)
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税者のうち、障がい者または障がい児の保護者の収入が800,000円以下	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯(低所得1に該当する者を除く)	24,600円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

※障がい者等入院時コミュニケーション支援事業の費用については、障害福祉サービス利用時の費用(障がい者の利用負担)と同額となる。

1. 障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)

▶障がい福祉課 自立支援係

☎893-4411 内線3540・3541

障害福祉サービスには、全国的な統一基準で行うサービスがあります。これらを機能別に区分すると次のようになります。

訪問系サービス

居宅介護 → 介護給付 (㊸、㊹)

障がい者等の自宅で、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

重度訪問介護 → 介護給付 (㊸)

重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動に困難を有する障がい者等で、常時介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的にを行います。

同行援護 → 介護給付 (㊸、㊹)

視覚障がいにより、移動に困難を有する障がい者等に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)や、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行います。

行動援護 → 介護給付 (㊸、㊹)

知的障がいまたは精神障がいにより行動に著しい困難を有する障がい者等で、常時介護を必要とする方に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際に必要な援助を行います。



重度障害者等包括支援 → 介護給付 (㉔、㉕)

常時介護を必要とする障がい者等で、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺および寝たきりの状態にある方、並びに知的障がいまたは精神障がいにより行動に困難を有する方に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助および共同生活援助を包括的に提供します。

居住支援系サービス

施設入所支援 → 介護給付 (㉔)

施設に入所している障がい者に、主に夜間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、生活等に関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

共同生活援助(グループホーム) → 訓練等給付 (㉔)

共同生活の住居に居住している障がい者に、相談・入浴・排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の支援を行います。

自立生活援助 → 訓練等給付 (㉔)

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

日中活動系サービス

療養介護 → 介護給付 (㉔)

病院で常時介護を必要とする障がい者に、主に昼間において、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の支援を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

生活介護 → 介護給付 (㉔)

施設等で常時介護を必要とする障がい者に、主に昼間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行います。

短期入所(ショートステイ) → 介護給付 (㉔、㉕)

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設に宿泊し、入浴・排せつ・食事の支援等を行います。

訓練系・就労系サービス

自立訓練(機能訓練) → 訓練等給付 (㉔)

障がい者等に、施設や自宅などにおいて、身体機能や生活能力が高まるためのリハビリやトレーニング、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。

自立訓練(生活訓練) → 訓練等給付 (㉔)

障がい者等に、自立した生活を営むために必要な訓練や生活等についての相談および助言その他の必要な支援を行います。

宿泊型自立訓練 → 訓練等給付 (㉔)

障がい者等に、居室等を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。





就労選択支援(令和7年10月1日施行予定)	
障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。	
就労移行支援 → 訓練等給付	㊦
就労を希望する65歳未満の障がい者で、企業等に雇用されることが可能と見込まれる方に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。	
就労継続支援A型(雇用型) → 訓練等給付	㊦
企業等に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である障がい者(原則65歳未満)に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。	
就労継続支援B型(非雇用型) → 訓練等給付	㊦
企業等に雇用されることが困難な方のうち就労移行支援事業等を利用したが企業等の雇用に結びつかない方、その年齢や心身の状態その他の事由により引き続き当該事業所での雇用が困難な方、その他の企業等に雇用されることが困難な障がい者に、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。	
就労定着支援 → 訓練等給付	㊦
就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を利用し、一般就労に移行した障がい者で、就労に伴う生活面の課題がある方の就労の継続を図るために、企業や自宅等への訪問や、事業所や関係機関との連絡調整等を行い、就労に伴う生活面の課題解決に向けて必要となる支援を行います。	

2. 地域相談支援

▶ 障がい福祉課 自立支援係
☎893-4411 内線3540・3541

地域移行支援 ㊦、㊧

障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。

地域定着支援 ㊦、㊧

自宅において単身等で生活する障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

3. 計画相談支援

▶ 障がい福祉課 自立支援係
☎893-4411 内線3540・3541

サービス利用支援 ㊦、㊧

障害福祉サービス等を利用しようとする場合に、障がい者の心身の状況、その置かれた環境、サービス利用についての意向等をもとに、サービス等利用計画を作成し、サービスを提供する事業者との連絡調整などを行います。

継続サービス利用支援 ㊦、㊧

サービスの利用を開始した障がい者に対し、サービスの利用状況などを確認し、必要に応じて、サービス等利用計画の見直し等を行います。

4. 高額障害福祉サービス等給付費等

▶ 障がい福祉課 自立支援係 ☎893-4411 内線3540・3542・3546

高額障害福祉サービス等給付費等の支給

同世帯に障害福祉サービス等を利用する方がいる場合や、1人で複数の障害福祉サービス等を利用している場合に、世帯におけるひと月の利用者負担の合計が基準額を超えた場合に手続きを行うと超過分の金額が払い戻される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

5. 地域生活支援事業

▶ 障がい福祉課 自立支援係・給付係 ☎893-4411 内線3563・3516・3540・3541

地域生活支援事業については、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する市町村事業であり、全国的な統一基準の介護給付サービスや訓練等給付サービスと併せて、障がいのある方が地域で自立し生活を送ることができるよう実施するものです。

相談支援事業

※P6～9参照

障がい者やその家族、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供、虐待防止や権利擁護のために必要な支援を行います。

意思疎通支援事業

※P26参照

聴覚障がい者や言語機能障がい者の公的機関での手続きや通院等に手話通訳者等を派遣します。また、障がい福祉課に手話通訳者を配置します。

日常生活用具給付等事業

※P24参照

障がいがある方に対し、障がいの種別や程度に応じて、特殊寝台、入浴補助用具などの日常生活に利便性がある用具を給付します。

移動支援事業(ヘルパーによる外出支援)

※事業所については、P35～37「関係機関・施設等一覧表」参照

屋外での移動に困難がある障がい者等に、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における支援を行います。

地域活動支援センター事業

障がい者等が通所し、地域の実情に応じ創作的活動または生産活動の機会の提供および社会との交流の促進を図るとともに日常生活に必要な便宜の供与を行います。※「基礎的事業」に加えて「Ⅰ型～Ⅲ型」までの事業を行います。

Ⅰ型：相談事業や専門職員の配置による地域の社会基盤との連帯強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業。

Ⅱ・Ⅲ型：機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業。

【地域活動支援センター一覧】

	事業所名	活動主体	所在地	電話番号
1	宜野湾市地域活動支援センターTAPIC(タピック)	医療法人TAPIC	野嵩1-12-8	☎988-8741
2	宜野湾市ひまわり共同作業所	特定非営利活動法人 宜野湾市ひまわり共同作業所	赤道2-7-1 市社会福祉センター内	☎892-6878

日中一時支援事業

障がい者等の家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的として、見守り等の支援が必要な障がい者等に日中における活動の場を提供します。

重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業

意思疎通が困難な障がい者等が入院した際に、医療に携わる者等とのコミュニケーション支援を行います。
※入院時における意思疎通の円滑化を図る支援以外のサービスは対象外

◎地域生活支援事業の利用を希望される方は、あらかじめ市に申請し、利用の承認を受ける必要があります。



障害者総合支援法による総合的な支援



児童福祉法に基づく障害児支援

児童福祉法に基づく障害児福祉サービスです。

障害児支援

障害児通所支援

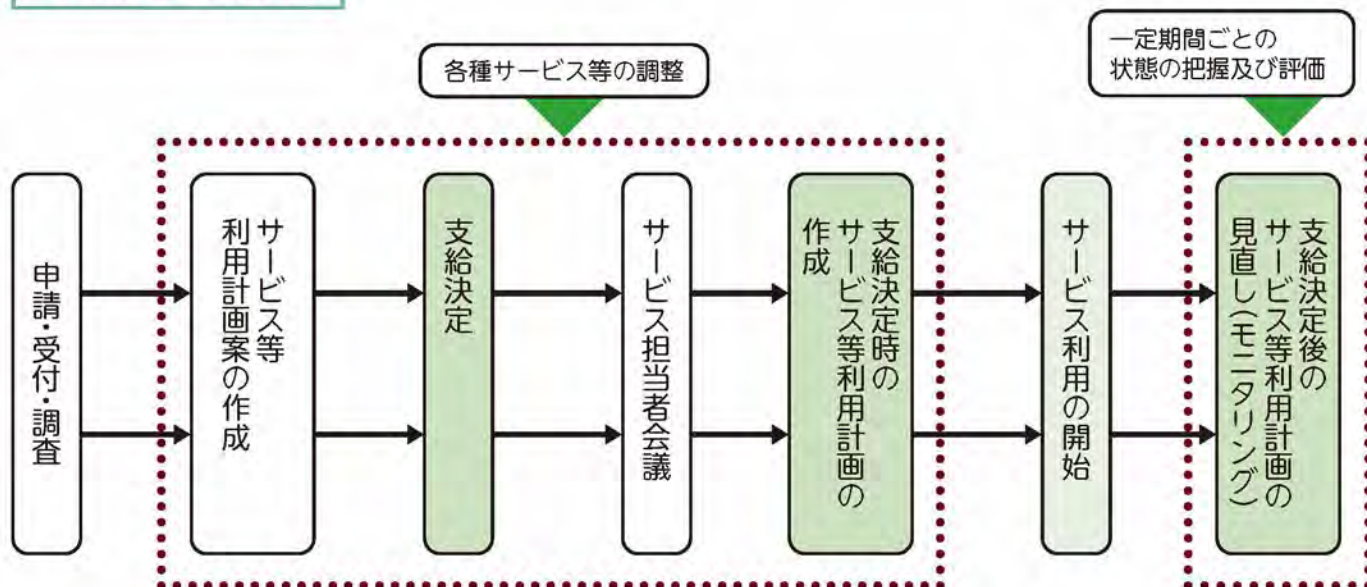
- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援

障害児相談支援

障害児入所支援

高額障害福祉サービス費

支給決定までの流れ



利用者負担

原則として利用料の1割を負担していただきます。ただし、負担額には世帯の所得に応じて1ヶ月当たりの負担上限があります。(非課税世帯、生活保護世帯は自己負担なし。)

また、利用するサービスによっては、食費や光熱水費等の自己負担があります。

■障がい児の利用者負担

	世帯の収入状況		負担上限額(月額)
生活保護	生活保護受給世帯の人		0円
低所得	市町村民税非課税世帯の人		0円
一般1	市町村民税課税世帯の人(所得割28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

1. 障害児通所支援

※事業所については、P35～37「関係機関・施設等一覧表」参照

▶ 障がい福祉課 自立支援係

☎893-4411 内線3533・3537・3535

障害福祉サービスには、全国的な統一基準で行うサービスがあります。これらを機能別に区分すると次のようになります。

児童発達支援

児童発達支援センターや児童発達支援事業所に通って、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

放課後等デイサービス

通学中の障がい児が、授業の終了後、または休日にサービスを提供する事業所などに通って、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

保育所等訪問支援

保育所など、障がい児が集団生活を営む場などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がい児等で児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

2. 障害児相談支援

※事業所については、P35～37「関係機関・施設等一覧表」参照

▶ 障がい福祉課 自立支援係

☎893-4411 内線3533・3537・3535

障害児支援利用援助

障害児通所支援等の利用を希望する方に、障害児支援利用計画の作成を行います。

継続障害児支援利用援助

支給決定されたサービス等の一定期間ごとの状態の把握及び評価を行い、必要に応じ計画の変更等を行います。

3. 障害児入所支援

※事業所については、P35～37「関係機関・施設等一覧表」参照

▶ コザ児童相談所 ☎937-0859 FAX938-7288

福祉型障害児入所施設

施設において、保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とする施設です。

医療型障害児入所施設

施設において、保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設です。

4. 高額障害福祉サービス等

▶ 障がい福祉課 自立支援係

☎893-4411 内線3533・3537・3535

高額障害福祉サービス等

同世帯に障害福祉サービス等を利用する方がいる場合や、1人で複数の障害福祉サービス等を利用している場合、世帯における1ヶ月の利用者負担の合計が基準額を超えた場合に手続きを行うと超過分の金額が払い戻される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

5. 併行通園事業

▶ 障がい福祉課 自立支援係

☎893-4411 内線3533・3537・3535

障害児通所支援事業所に通所する医療的ケア児等について保育所、幼稚園及び認定こども園との併行通園を実施するため障害児通所支援事業所は保育所等との調整や事前準備及び保育所等に対するバックアップを行います。詳しくはお問合せ下さい。





補装具・日常生活用具等

日常生活の能率の向上または便宜を図るため、補装具費を給付または日常生活用具を給付するものです。ただし、世帯の市町村民税額に応じて自己負担があります。

1. 補装具費の給付

▶ 障がい福祉課 給付係

☎893-4411 内線3512

対 象

身体障害者手帳の交付を受けている方および難病患者等が対象です。

ただし、介護保険の被保険者であり、介護保険で定められた福祉用具が貸与される方を除きます。また、18歳以上の方については、所得制限がありますので、本人及び配偶者の所得により対象外となる可能性があります。※事前申請が必要です。

内 容

障がい者等の失われた身体機能を補完または代替する補装具が必要であると更生相談所が判定した場合、障がいの内容および程度に応じて補装具の交付、修理に対する費用の給付が受けられます。

なお、修理や一部の補装具については、判定の必要はありません。

詳しくは障がい福祉課給付係までお問い合わせください。

必要なもの

- 身体障害者手帳の原本(難病の方は特定医療費(指定難病)受給者証)
- 補装具の見積書
- 医師の意見書及び処方箋(障がい福祉課窓口にて準備しております)
- マイナンバーカード

※申請内容により必要書類が異なる場合がございますので、申請の際には事前にご連絡ください。

補装具の種目

義手、義足、装具、姿勢保持装置、車いす、電動車いす、補聴器、視覚障害者用安全つえ、義眼、眼鏡、歩行器、歩行補助杖、座位保持いす、重度障害者用意思伝達装置等

2. 日常生活用具の給付

▶ 障がい福祉課 給付係 ☎893-4411 内線3516

対 象

身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けた在宅の重度障がい児・者および難病患者等が対象です。

ただし、介護保険の被保険者であり、介護保険で定められた福祉用具が貸与される方を除きます。また、18歳以上の方については、所得制限がありますので、本人及び配偶者の所得により対象外となる可能性があります。

※用具の種目ごとに対象者が異なりますので、詳しくは障がい福祉課までお問い合わせください。

※事前申請が必要です。

必要なもの

- 身体障害者手帳又は療育手帳、精神保健福祉手帳
- 特定医療費(指定難病)受給者証(難病の方)
- 用具の見積書及びカタログ(カタログは写しでも可)
- マイナンバーカード
- 医師意見書(必要時)

※申請内容により必要書類が異なる場合がございますので、申請の際には事前にご連絡ください。

給付用具種目

特殊寝台(者)、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす(児)、訓練用ベッド(児)、入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状の杖、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器(者)、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置、(者)、透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、足踏式・手動式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)、酸素ボンベ運搬車(者)、視覚障害者用体温計、視覚障害者用体重計(者)、視覚障害者用血圧計、携帯用会話補助装置、情報通信支援用具(者)、点字ディスプレイ(者)、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読み上げ装置、視覚障害者用読書器、視覚障害者用時計(者)、地デジ対応ラジオ、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、点字図書、ストーマ装具、紙おむつ、洗腸用具、収尿器、居宅生活動作補助用具(住宅改修)



3. 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

▶ 障がい福祉課 給付係 ☎893-4411 内線3516

対 象

小児慢性特定疾病医療の対象者(受給者証をお持ちの方)が対象となります。
ただし、他法優先となります。

内 容

日常生活用具

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー(吸入器)、パルスオキシメーター、ストーマ装具(消化器系・尿路系)、人工鼻。
ただし、世帯の所得に応じて費用の一部負担があります。

※事前申請が必要です。

必要なもの

- 小児慢性特定疾病医療受給者証の原本
- 医師の意見書
- 用具の見積書及びカタログ(カタログは写しでも可)
- 申請に来られた方の身分証

※申請内容により必要書類が異なる場合がございますので、申請の際には事前にご連絡ください。

4. 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

▶ 障がい福祉課 給付係 ☎893-4411 内線3512

対 象

次のすべての条件に当てはまる方が対象となります。

- ① 市内に住所を有し、18歳未満(申請日時点)であること。
- ② いずれかの耳又は両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと。
- ③ 補聴器を装用することにより、言語の習得等の一定の効果が期待できること。

内 容

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児へ補聴器の購入費等の一部を助成します。

必要なもの

- 医師の意見書
- 補聴器等の見積書
- 申請に来られた方の身分証

※申請内容により必要書類が異なる場合がございますので、申請の際には事前にご連絡ください。

5. 重度身体障害者住宅改造費助成事業

▶ 障がい福祉課 給付係 ☎893-4411 内線3516

対 象

次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ① 身体障害者手帳の1級から2級に該当する下肢機能障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)、又は視覚障害を有する方。
- ② 難病患者等(障害者総合支援法の対象となっている疾病の方で、①の障がいと同程度の障がいを有すると認められる方)

内 容

市内に住所を有する重度身体障がい者に対して、在宅での生活を支援するため、住宅の改造を必要とする場合(段差の解消や浴室の改造など)に、50万円を上限として住宅改造の費用を助成します。

対象となる箇所等の詳しい内容につきましては、障がい福祉課までお問い合わせください。

※集合住宅等の階段や廊下等、対象者のみが使用するとは認められない箇所や屋外については対象外となります。

※事前申請が必要です。

※必要書類等につきましては、申請内容により異なる場合がございますので、申請の際には事前にご連絡ください。



補装具・日常生活用具等



その他の支援

1. 手話通訳・要約筆記の派遣

▶ 障がい福祉課 給付係

☎893-4411 内線3514・3515 FAX893-4108

✉syuwahaken@city.ginowan.okinawa.jp

対 象

宜野湾市内在住の聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方(以下、「聴覚障がい者等」という。)で、手話通訳・要約筆記を必要とする方。

内 容

聴覚障がい者等の社会参加を円滑にするため、手話通訳及び要約筆記、遠隔手話サービスの派遣を行います。

※原則、事前申請となります。(1週間前)

※平日17:15以降や、土日祝日等の派遣(緊急と判断された場合に限る)については、沖縄聴覚障害者情報センターに依頼することができます。

●沖縄聴覚障害者情報センター

☎943-6617 FAX943-6556 ✉oki-deaf1@otjc.org

2. 手話通訳者設置事業

▶ 障がい福祉課 手話通訳担当

☎893-4411 内線3514・3515 FAX893-4108

対 象

聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者

内 容

手話通訳を行う者を障がい福祉課に配置しています。

※ZOOMアプリを利用したビデオ通話が可能です。利用については、手話通訳へお問い合わせください。

設置時間

平日 午前8時30分～12時、午後1時～5時15分
(土日祝日、年末年始、慰霊の日除く)

3. 電話リレーサービス

▶ 一般財団法人日本財団電話リレーサービス

☎03-6275-0912 FAX03-6275-0913

内 容

聴覚や発話に困難のある人ときこえる人との会話を、通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、24時間365日、電話で即時双方向につながる公共インフラとしてのサービスです。生活場面での通話、緊急通報機関への連絡も可能です。

詳しくはホームページをご確認ください。

WEB:<https://www.nftrs.or.jp/>

4. 緊急通報システム

65歳以上の高齢者

▶ 介護長寿課 長寿支援係

☎893-4411 内線4134

65歳未満の重度障がい者

▶ 障がい福祉課 給付係

☎893-4411 内線3511・3512

対 象

市内に住所がある一人暮らしの重度身体障がい者、在宅の一人暮らしの65歳以上の方、または高齢者世帯の方で、慢性疾患や身体障がいがあるなど、日常生活を営む上で常時注意を必要とする方。

内 容

緊急事態に陥った時、胸にかけたペンダントまたは設置された機器のボタンを押すだけで緊急通報受信センターに通報されるシステムを貸与します。

5. 重度身体障がい者および高齢者福祉電話設置

65歳以上の高齢者

▶ 介護長寿課 長寿支援係

☎893-4411 内線4134

65歳未満の重度障がい者

▶ 障がい福祉課 給付係

☎893-4411 内線3511・3512

対 象

市内に住所がある身体障害者手帳1・2級を所持する外出困難な重度障がい者または在宅の一人暮らしのおおむね65歳以上の高齢者で、現在電話を保有せず、疾病等の発作やその他の身体症状で外部との緊急連絡手段を必要とする低所得世帯(原則として所得税非課税世帯)の方。

内 容

安否に確認および緊急連絡の手段の確保を図るために福祉電話を設置します。設置に要する諸経費は市負担となりますが、通話料金は利用者負担になります。

6. 車いすの貸出し

▶ 宜野湾市社会福祉協議会 ☎892-6525

内 容

宜野湾市内に居住する身体障がい者等に、福祉サービス受給までの間、一時的な貸し出しを行っています。

※詳しくはお問い合わせください。



その他の支援

7. 重度身体障がい者移動支援事業

▶ 宜野湾市社会福祉協議会 ☎892-6525

内 容

車いすのまま乗り降りできるリフト付き自動車の貸し出しを行っています。

※詳しくはお問い合わせください。

8. 生活福祉資金(福祉用具等の購入に必要な経費)の貸付

▶ 宜野湾市社会福祉協議会 ☎892-6525

対 象

身体障害者手帳等を交付されている方の属する世帯で必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯。

内 容

日常生活を送る上でまたは自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用のうち、福祉用具等の購入に必要な経費。

貸付限度額

170万円以内

返済期限

8年以内

貸付利子

連帯保証人を立てる場合は無利子で、連帯保証人を立てられない場合は年利1.5%

※詳細について相談が必要となります。貸付希望の方は事前にお問い合わせください。

9. 避難行動要支援制度

▶ 福祉総務課 総務係 ☎893-4411 内線3122

対象者

- ①要介護認定3～5
- ②身体障害者手帳1級・2級(内部障害のみの方は除く)
- ③療養手帳A1・A2
- ④精神障害者保健福祉手帳
- ⑤難病患者・小児慢性特定疾病患者
- ⑥その他市長が認める者

※ただし、施設入所者や家族が対応できる方、地域の避難支援者への情報開示を望まない方は対象になりません。

内 容

災害発生時に備え、ご自身で避難することが困難な方々に対し、地域の方々による安否確認や避難支援に役立てるための「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

支援が必要な方は、名簿への事前申請が必要です。名簿には、【氏名】【性別】【住所】【生年月日】【緊急連絡先】【避難支援等を必要とする事由】等を記載します。※詳しくは、福祉総務課までお問い合わせください。

その他の支援



住宅

住 宅

1. 生活福祉資金(住宅の増改築等に必要なとなる経費)の貸付

▶ 宜野湾市社会福祉協議会 ☎892-6525

対 象

低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯で必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯。

内 容

障がい等のために必要な住宅の増改築、補修等および公営住宅の譲り受けに必要な経費の貸付。

貸付限度額

250万円以内※総経費のうち1割の自己資金が必要。

返済期限

7年以内

貸付利子

連帯保証人を立てる場合は無利子で、連帯保証人を立てられない場合は年利1.5%

※詳細について相談が必要となります。貸付希望の方は事前にお問い合わせください。

自動車・交通等

1. 障がい者自動車運転免許取得に関する助成

▶ 宜野湾市社会福祉協議会 ☎892-6525

対 象

満18歳以上の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、沖縄県警察運転免許センターの適性検査に合格した方。

内 容

自動車運転免許取得資格のある方に自動車運転免許取得に直接要した費用の3分の2以内(その額が10万円を超えときは10万円を限度)の助成を行います(所得制限があります)。

※詳しくはお問い合わせください。

必要なもの

- 履歴書 ●住民票謄本 ●課税証明書
- 運転適性相談結果表(3か月以内のもの)
- 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかの写し
- 印鑑

2. 身体障がい者自動車改造に関する助成

▶ 宜野湾市社会福祉協議会 ☎892-6525

対 象

重度の上肢・下肢または体幹機能障害の方で、就労等に伴い自動車改造を必要とする方。

内 容

就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を改造する場合10万円を限度に助成します(所得制限があります)。

必要なもの

- 自動車改造の見積書 ●運転免許証
- 車検証 ●印鑑 ●課税証明書
- 住民票謄本 ●身体障害者手帳の写し

3. 運賃の割引

① タクシー運賃の割引

② バス運賃の割引

③ ゆいレール運賃の割引

▶ 沖縄都市モノレール株式会社 ☎859-2630

対 象

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方。

※詳細は各社へお問い合わせください。

4. 航空旅客運賃の割引

対 象

12歳以上で身体障害者手帳または療育手帳を交付されている方。

※詳細は各社へお問い合わせください。

5. 旅客船運賃の割引

対 象

身体障害者手帳または療育手帳を交付されている方。

※詳細は各社へお問い合わせください。

4. 那覇空港駐車場料金の割引

▶ 那覇エアポートパーキング(株) ☎858-7626

対 象

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方。

内 容

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を窓口で提示すれば、駐車場料金が50%割引となります。事前精算機は利用せず、駐車場出口料金所をご利用ください。

5. 沖縄県ちゅうらパーキング(障害者等用駐車区画)利用証制度

障がい者、難病患者、一時的なけが人

▶ 障がい福祉課 給付係

☎893-4411 内線3515・3511

高齢者(要介護認定を受けている方)

▶ 介護長寿課 認定給付係

☎893-4411 内線4155

妊産婦

▶ 健康増進課 すこやか親子係(宜野湾市保健相談センター内)

☎898-5595 ※障がい福祉課でも利用証交付可。

対 象

次のいずれかに該当する方。※認定部位・等級等の要件あり。詳細は問合せください。

- ①身体障害 ②知的障害 ③精神障害 ④難病患者
- ⑤高齢者 ⑥妊産婦(妊娠7ヶ月～産後1年6ヶ月まで)
- ⑦その他必要と認められる方 ※①～⑥以外の障害者等または一時的な怪我や病気等により歩行が困難又は移動の際に配慮が必要な方

内 容

必要とする方が公共施設や商業施設、店舗などにある障害者等用駐車区画を適正に利用できるよう、利用者証を交付する制度です。



必要なもの

- 対象要件を証明する書類
①②③各種障害者手帳、④受給者証、⑤介護保険被保険者証、⑥親子(母子)健康手帳、⑦医師の診断書(詳細はお問い合わせください)
- (ご家族等が代理申請する場合)代理人の本人確認書類 ※運転免許証、マイナンバーカード等

6. 有料道路通行料金の割引

▶ 障がい福祉課 給付係 ☎893-4411 内線3512・3513・3514

対 象

障がい者1人につき自動車1台の割引登録ができます。 ※障がい福祉課で事前登録が必要です

対象となる障がい者	本人運転	身体障害者手帳の交付を受けている者
	本人以外が運転	身体障害者手帳……1種の方 療育手帳………A1・A2の方
対象となる自動車	「自家用」と記載されているもの(事業所と記載されている場合は対象となりません。)のうち、「乗用」、「貨物」、「特種」、「二輪自家用」で要件を満たしているもの。 ※レンタカー、タクシー、軽トラック、借用自動車、代車等は割引対象外。	
自動車の所有者要件 (個人名に限る。法人名が記載されているものは対象になりません。)	本人運転	本人、配偶者、直系血族およびその配偶者、兄弟姉妹およびその配偶者並びに同居の親族等
	本人以外が運転	同上(上記のものが車を所有してないときは、障がい者本人を継続して日常的に介護している人) ※割賦購入(ローン)または長期リースにより自動車を利用している場合であって、自動車車検証等の「使用者の氏名または名称」欄に、上記に該当する方の氏名が記載されているものは対象になる。(割賦契約書またはリース契約書が必要)
割引料金額	通常料金の約半額	
登録方法	必要なもの ●身体障害者手帳または療育手帳 ●自動車車検証または軽自動車届出済証 ●運転免許証(障がい者ご本人が運転される場合のみ) ●割賦またはリースの方は契約書 ※ETC利用者の方は、上記の他ETCカード(本人名義)、ETC車載器セットアップ申込書・証明書が必要です。申請書の郵送が必要となりますので窓口の専用封筒に切手を貼って、投函してください。	
割引有効期間	割引有効期間は、新規および変更の申請においては、その手続きを終了した日からその後の2回目の誕生日までとなります。なお、更新の申請時(割引有効期間の2ヶ月前から割引有効期間の前日における申請)においては、その手続きを終了した日からその後の3回目の誕生日(最長2年2ヶ月)までとなります。 手帳に記載されている割引有効期間(ETC割引有効期間)を過ぎている場合は割引の対象となりません。	



自動車・交通等

7. 駐車禁止除外指定車標章

▶ 宜野湾警察署交通課 ☎898-0110 手続き方法等、詳細は警察署にお問い合わせください

対 象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている方で、特定の条件を満たす歩行困難と認められる方。

内 容

駐車禁止除外指定車標章を掲出している場合には、道路標識等で駐車が禁止されている場所等に駐車することができます。(法定駐車禁止場所を除く)



教育

1. 教育支援委員会(就学相談・支援)

▶ 市教育委員会 指導課 ☎892-8289

内 容

障がいのある児童・生徒に対する義務教育は小学校・中学校・特別支援学校の中でいろいろな指導形態で行われています。就学相談と就学支援は、常に一人一人の障がいのある児童・生徒にとって「最も必要かつ適切な教育の場」を配慮するために行われるものです。

※保護者の申し出を受けて医師・学識経験者及び小学校長・中学校長等の関係者を委員とする教育支援委員会に諮り、児童・生徒の障がいの状況により、小学校・中学校の通常の学級・特別支援学級及び特別支援学校への就学相談・就学支援を行います。

2. 特別支援学級

▶ 市教育委員会 指導課 ☎892-8289

内 容

市立各小学校・中学校において、少人数の学級編成のもと、個に応じた指導を行い、地域社会に適応し社会的自立ができるよう児童、生徒の教育的ニーズに合った教育を行う学級です。

学級の種類

特別支援学級には知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由、病弱、言語障がい等の種別があります。

3. 特別支援教育就学奨励費

▶ 宜野湾市立小中学校に在籍する場合…

宜野湾市教育委員会 学務課

☎892-8283

特別支援学校に在籍する場合…

各特別支援学校または沖縄県教育庁教育支援課

☎866-2711

内 容

障がいのある児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減し、就学を奨励するために、学用品費、学校給食費、修学旅行費等の経費の一部援助を行います。





就労支援・相談

1. 沖縄公共職業安定所 (ハローワーク沖縄 専門援助部門)

☎939-3200(42#) FAX938-8067

内 容

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方や障がいをお持ちの方で、仕事をしたい方、あるいは職業訓練などを受けたい方は公共職業安定所にご相談ください。

2. 中部地区障害者就業・生活支援センター花灯

☎989-6527・989-6528 FAX989-6525

内 容

障がいがある方、難病の方の就業面と生活面を一体的に支援しています。
また、事業主に対して雇用管理に関する助言を行います。お電話でご予約ください。

開所時間

午前10時～午後5時15分

予約受付時間

午前9時～午後4時

3. 宜野湾市障がい福祉課

☎893-4411 内線3532・3539・3542

内 容

障害福祉サービスの就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援の利用を希望される方は、障がい福祉課までご相談ください。制度については、P20をご覧ください。



税・使用料の減免等

1. 各税の控除や減免等を受けられる場合があります。詳細は各窓口へお問い合わせください。

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - ・所得税・相続税・贈与税 沖縄税務署 ☎938-0031
 - ・市・県民税 宜野湾市役所 税務課 市民税係 ☎893-4443
 - ・軽自動車税 宜野湾市役所 税務課 税制係 ☎893-4134
 - ・自動車税・自動車取得税 沖縄県自動車税事務所 納税班 ☎879-1621

- 個人事業税の非課税 コザ県税事務所 課税班 ☎894-6501
※視覚障害者が行うあんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう等の事業

2. NHK放送受信料の免除

▶障がい福祉課 給付係 ☎893-4411 内線3512・3513・3514

▶全額免除

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかを交付されている方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合。

▶半額免除

以下の障がいの認定をうけている方が住民基本台帳法にいう世帯主で、かつNHKとの受信契約者である場合。

- 身体障害者手帳 視覚・聴覚障がい者(1～6級)
上記以外の障がい者(1・2級)
- 療育手帳 A1・A2
- 精神障害者保健福祉手帳 1級



1. 郵便等による不在者投票

▶ 宜野湾市選挙管理委員会 ☎893-4168

郵便等投票証明書の交付を事前に受けることにより、自宅等で郵便等による不在者投票ができます。

対 象

身体に障がいがあり、選挙の際に投票所に行くことができない方で、次の①または②に当てはまる方

① 下表の手帳等の交付を受け、自ら投票用紙に記入できる方

区 分	障がい等の区分・程度	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器 ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級
	免疫・肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器 ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

② 上表に該当し、併せて上肢機能障害または視覚障害1級または戦傷病者手帳の特別項症～第2項症の認定を受け、自書できない方(あらかじめ届け出た代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。)

※詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。

内 容

選挙期日の4日前までに、郵便等投票証明書を添えて宜野湾市選挙管理委員会へ投票用紙の請求をしてください。宜野湾市選挙管理委員会から投票用紙を郵送しますので、投票用紙が届いたら、ご自分で記入し、宜野湾市選挙管理委員会あてに郵送してください。

※事前に宜野湾市選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受けていることが必要です。宜野湾市選挙管理委員会にある「郵便等投票証明書交付申請書」に本人自らが記入し、障害者手帳等を添えて申請してください。ご家族の方が申請される場合は、いったん申請書を持ち帰り、ご本人に申請書を記入していただいたうえで、障害者手帳等を添えて申請にいらしてください。なお、申請書は郵送することもできますので、選挙管理委員会までご連絡ください。

2. 選挙の際の代理投票・点字投票

▶ 宜野湾市選挙管理委員会 ☎893-4168

内 容

選挙の際に文字を書くことが困難な方は、申出により、投票所の係員が代わりに投票用紙に記入する代理投票をすることができます。

視覚障害のある方は、投票所にある点字器またはご自身の点字器を使用し、点字投票をすることができます。

3. Net119緊急通報システム

▶ 宜野湾市消防本部 総務課 ☎892-2299 FAX892-5300

✉syobou01@city.ginowan.okinawa.jp

対 象

聴覚または音声・言語機能障がいや疾病等があり、音声による119番通報が困難な方。

※障害者手帳の保有の有無は問いません。

内 容

Net119緊急通報システムとは、全国どこからでも音声によらない119番通報が可能なシステムで、聴覚または言語機能障がいや疾病等があり、音声による通報が困難な方が、スマートフォン等を用いて行う通報方法です。

申込方法

事前登録が必要です。

※詳しくはお問い合わせいただくか、市消防ホームページからご確認ください。

4. 聴覚・言語障がい者用メール119番

▶ 宜野湾市消防本部 総務課 ☎892-2299 FAX892-5300

対 象

聴覚または音声・言語機能障がいや疾病等があり、音声による119番通報が困難な方。

※障害者手帳の保有の有無は問いません。

内 容

携帯電話またはパソコンの電子メール機能を使用して、宜野湾市内における消防車や救急車等の出動要請に限り利用できます。なお、ご利用する場合には事前の登録が必要です。詳しくは、市消防本部総務課にお問い合わせください。

5. 聴覚・言語障がい者用FAX119番

対 象

音声による119番通報が困難な聴覚又は音声・言語に障がいのある方。

内 容

書面によるFAX119番通報を行い、宜野湾市内における消防車や救急車を要請することができます。また、何らかの事情により会話ができない場合の通報にも利用できます。

▶登録に関係なく、FAX番号119番へ直接送信できます。

6. 聴覚・言語障がい者用メール110番

▶ 沖縄県警察本部 通信指令課 ☎862-0110

内 容

言語や聴覚に障がいのある方が、事件や事故に遭った時に文字対話方式メールで警察に通報するシステムです。詳しくは、沖縄県警察本部通信指令課にお問い合わせください。

7. 聴覚・言語障がい者用FAX110番

▶ 沖縄県警察本部 通信指令課 FAX862-8110

内 容

言語や聴覚に障がいのある方が、事件や事故に遭った時に必要事項を紙面にし、FAX送信して警察に通報するシステムです。詳しくは、沖縄県警察本部通信指令課にお問い合わせください。

8. 点字・朗読サービス

▶ 宜野湾市社会福祉協議会 ☎892-6525

内 容

情報不足になりがちな視覚障がい者等に対し、市報・社協だより・市議会だより・警察だよりの広報誌を点字・音訳しています。ご利用希望の方はお問い合わせください。

9. 青い鳥郵便はがきの無償配付

▶ 日本郵便株式会社 お客様サービス相談センター
☎0120-232-886
(フリーコール)0570-046-666
(携帯電話からの通話は有料)

日本郵便株式会社では、受入期間内に希望された方に身体障がい者・知的障がい者の福祉に対する国民の理解と認識を更に深めることを目的として、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便はがきを封入したものを無償配付します。

対 象

身体障害者手帳1・2級または療育手帳A1・A2を交付されている方。

内 容

1人につき、次の①または②のいずれか1種類20枚を無償配付

- ① 通常はがき(無地、インクジェット紙またはくぼみ入り)
- ② 通常はがき胡蝶蘭(無地またはインクジェット紙)

※配付を希望される方は、お近くの郵便局に身体障害者手帳または療育手帳を提示し、所定の用紙に必要事項を記入し申し出ることが必要です。また、郵送による申し出も可能ですので、詳しくはお近くの郵便局にお問い合わせください。

案内時間

平日 午前8時～午後9時
土日祝日 午前9時～午後9時

10. 無料郵便物

▶ お近くの各郵便局
平日 午前9時～午後4時

内 容

盲人用の録音物または盲人用点字のみを掲げた郵便物は無料で送ることができます。また、盲人の方若しくは郵便局の指定を受けた施設についても無料で送ることができます。封筒または小包の名あてが点字で表示されているか、または名あて面上部の右すみに「点字用郵便」と表示してお出しください。

※詳しくは、各郵便局にお問い合わせください。

11. ニュー福祉定期貯金

▶ お近くのゆうちょ銀行窓口(貯金関係)
平日 午前9時～午後4時

内 容

次に掲げる年金や国の手当を受給されている方は、1年の定期郵便貯金に優遇利率が適用されます。

※預入れ限度額300万円(障がい者マル優が利用できない場合があります。)

利用できる方

障害基礎年金等の年金の受給者および特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当等国の手当の受給者等
※詳しくはゆうちょ銀行窓口にお問い合わせください。

12. 障がい者等のマル優 (少額預金等の利子非課税)

▶ 各金融機関・証券会社等

対 象

- 身体障害者手帳を交付されている方
- 療育手帳を交付されている方
- 精神障害者保健福祉手帳を交付されている方
- 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給されている方
- その他各種法律における障害年金を受給されている方等

※詳しくは、各金融機関・証券会社等にお問い合わせください。

内 容

預貯金、公債のそれぞれ元本350万円を限度として利子等が非課税となります。

13. 携帯電話基本使用料等割引

▶ 各携帯電話会社の営業窓口

対 象

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方。

※詳しくは、各携帯電話会社にお問い合わせください。

内 容

基本使用料等が割引になるサービスがあります。

その
他



マイナンバーの利用

1. 障がい福祉課窓口における個人番号(マイナンバー)の利用について

平成28年1月から、マイナンバー制の導入により、障がい福祉課の窓口では、以下の申請において「個人番号(マイナンバー)」の記載および提示等が必要になります。また、ご本人および代理で窓口に来られる方の身元確認も義務付けられております。申請の際には個人番号が記載された以下の書類等を忘れずにお持ちください。

マイナンバーの記載が必要となる申請

- 身体障害者手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院)
- 特別障害者手当や障害児福祉手当
- 補装具費支給
- 障害福祉サービスや障害児通所支援

ご本人が窓口で申請する場合

障がい福祉課での手続には原則「番号確認」と「身元確認」が必要になります。

番号確認	身元確認	
個人番号カードを持っている場合	個人番号カードのみ	
個人番号カードを持っていない場合	顔写真付きの本人確認書類等がある場合	通知カード等(※)と運転免許証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳などの顔写真がある書類と合わせて2点
	顔写真付きの本人確認書類等がない場合	通知カード等(※)と自立支援受給者証、医療保険証、年金手帳などの本人証明ができる書類を2つ以上を合わせて3点

- 2つ以上の書類とは、他に所得証明書、介護保険の被保険者証などです。

詳しくは、障がい福祉課までお問い合わせください。

- 郵送により申請を行う場合は、上記の確認書類はコピーを送ってください。

※通知カード等とは、**通知カードまたは本人の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書またはその写しのことです。**

代理人が窓口で申請する場合

ご本人以外の方が窓口申請に来る場合は、身元確認のため以下の書類確認が必要となります。

申請者	代理権および代理人身元確認	番号確認
任意の代理人 (家族、施設職員等)	委任状 代理人の個人番号カードや運転免許証など	1. 本人の個人番号カードまたはその写し 2. 本人の通知カードまたはその写し 3. 本人の個人番号が記載された住民票の写し 住民票記載事項証明書またはその写し
法定代理人 (成年後見人等)	戸籍謄本、登記事項証明書	

※郵送により申請を行う場合は、上記の確認書類はコピーを送ってください。

※本人の代わりに代理人が申請書等の提出を行う場合(例:配偶者等が申請書類の提出のみを行う場合)には、個人番号が見えないよう、申請書や上記の確認書類のコピー等を封筒に入れて提出してください。この場合、代理人が本人に代わって申請書等に個人番号を記載することはできません。



1. 指定障害児通所・入所支援事業所(宜野湾市)

沖縄県ホームページより引用:令和6年12月1日時点

※サービス内容や対応の詳細につきましては、事業所へお問合せください。

	事業所一名称	事業所一住所	事業所電話番号	事業所FAX番号	居宅介護	重度訪問介護	同行支援	施設入所支援	共同生活援助	看護介護	生活介護	短期入所 自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	自立生活援助 宿泊型自立訓練	就労移行支援（一般型）	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	就労定着支援	地域移行支援	地域定着支援	計画相談支援	移動支援	日中一時支援	児童発達支援	医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	障害児相談支援
1	みらすくキッズガーデン	赤道2-18-8	050-8887-6315	098-975-7123																				○					
2	宜野湾市児童発達支援事業所「愛育園」	赤道2-7-2	098-943-2007	098-892-0843																				○				○	
3	児童デイサービス まはろ宜野湾伊佐	伊佐2-21-12-102	098-917-0150	098-917-0134																								○	
4	ピアセンター・イルカ	伊佐4-4-1	098-890-1896	098-897-1877																								○	
5	放課後等デイサービス アイ・キッズ宜野湾	上原1-8-2-102	098-988-3676	098-988-3676																							○		
6	相談支援事業所 彩風の杜	上原1-8-5	098-935-1000	098-935-3455																								○	
7	相談支援事業所 みらい	上原1-18-13-301	090-5945-0245																									○	
8	ドリームボックス宜野湾上原	上原2-2-11-101	098-892-7976	098-892-7977																				○			○		
9	レベルアップ	宇地泊2-15-3-1F	098-987-6843	098-987-6843																							○		
10	Coral児童発達支援・放課後等 デイサービス	宇地泊2-37-1-205	098-917-2923	098-917-2923																				○					
11	楽学喜	宇地泊2-38-7	098-901-7300	098-943-7292																								○	
12	児童発達支援・放課後等 デイサービスぱれっと	宇地泊3-12-19-1F	098-943-4158	098-943-4159																				○					
13	レベルアップ	宇地泊463-1F	098-987-6843	098-987-6843																							○		
14	児童デイサービス まはろ宜野湾大謝名	大謝名1-3-14-1F	098-917-2247	098-917-2274																									
15	きらめき宜野湾	大謝名1-13-7	098-943-7840	098-943-7841																				○			○		
16	ONEPLAY.GIFTED宜野湾	大謝名1-17-12	098-942-2501	098-890-1301																				○				○	
17	彩り-IRODORI-宜野湾教室	大謝名1-17-33-2A	098-943-4877	098-943-4878																				○			○	○	
18	障がい児通所支援事業 わらい	大謝名2-1-2	098-988-0711	098-993-7381																							○		
19	JYU×JYUステーション	大謝名4-5-20	098-943-0656	098-943-0656																							○		
20	広伸会宜野湾教室	大山6-1-5-1F	098-945-7528	098-975-7563																				○			○		
21	キーブ宜野湾 ことばの教室	大山6-47-7	098-897-7802	098-897-7802																				○			○		
22	JYU×JYUステーション かかず	嘉数1-4-16-1	098-943-0656	098-943-0656																									
23	放課後等デイサービス ひまわり	嘉数3-24-11	098-890-2300	098-890-2301																							○		
24	放課後デイサービスれきぶ	嘉数3-29-14	098-880-3863	098-880-3879																							○		
25	りんくる我如古	我如古447-1-2F	098-987-6572																								○		
26	colors plus	我如古1-34-11-201	098-914-1314	098-914-1314																				○			○		
27	しあわせ駅 琉大北	我如古2-12-10	098-923-2036	098-923-2038																							○		
28	児童デイサービス メロディ	我如古3-12-17-203	098-890-6917	098-890-6918																				○			○	○	
29	ふたふあきっず	我如古3-20-14	098-943-6960	098-943-6961																				○			○		
30	相談支援事業所 ふたふあ	我如古3-20-14	098-943-6960	098-943-6961																								○	
31	imarun plan	喜友名2-26-38-203	098-892-2577	098-892-2577																								○	
32	相談支援事業所はる	宜野湾1-5-24-108	098-892-6677	098-892-6677																								○	
33	おひさまのたね療育園	佐真下57-6	098-943-0485	098-943-0486																				○			○		
34	児童発達支援・放課後等デイ サービスアイ・キッズ志真志	志真志1-26-15	098-988-8440	098-988-8440																				○			○		
35	児童デイサービスビーだま	志真志1-4-5-102	098-988-3490	098-988-3491																				○			○		
36	特定相談支援事業所 ありがとう	志真志1-5-1-103	098-892-4871	098-892-4807																								○	
37	LIFE DESIGN Support	志真志1-8-1-1F	098-894-8576	098-894-8570																								○	
38	児童デイサービス まはろ宜野湾志真志	志真志1-8-1-1階	098-943-6273	098-943-6283																				○			○		
39	GEAR	志真志3-7-3-503	070-1940-7018																									○	
40	児童デイサービス まはろパーク志真志	志真志3-9-10-1F・2F	098-943-7015	098-943-7005																							○		
41	児童発達支援あろはkids 志真志	志真志3-9-7-2F	098-943-5410	098-943-5419																				○					
42	space9.	長田1-25-6-202	080-5539-3550																									○	
43	放課後等デイサービス いちごさんご	長田2-15-1	098-892-1535	098-893-6579																				○			○		
44	こどもプラス宜野湾教室	長田4-1-20-101	098-943-6705	098-943-6706																				○	○		○		
45	COMPASSサポート支援	長田4-4-13	080-3357-5331																									○	
46	COMPASS児童発達支援 センターAEC宜野湾	長田4-4-13	098-943-3938	098-943-3938																									
47	Cerut'sデイ あうる	喜栄原1-4-30-2F	098-943-5472	098-943-5473																				○			○		

	事業所一名称	事業所一住所	事業所電話番号	事業所FAX番号	居宅介護	重度訪問介護	同行介護	施設入所支援	共同生活援助	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	自立生活援助	宿泊型自立訓練	就労移行支援(一般型)	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)	就労定着支援	地域移行支援	計画相談支援	移動支援	日中一時支援	児童発達支援	医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	障害児相談支援	
48	思春期サポート 未来の宝アダムスplus+	真栄原1-11-1F	098-890-5215	098-890-5215																					○				○	○	
49	児童デイサービス ブルーム	真栄原1-15-26	090-2510-3147																						○				○		
50	児童デイサービス エデュカーレ	真栄原3-17-2-1F	098-917-2735	098-917-2736																					○				○		
51	りんくる真栄原	真栄原3-17-2-1F-C	098-988-8701	098-988-8702																					○				○		
52	りんくるブレバ	真栄原3-20-12-1F	098-988-9661	098-988-9662																					○				○		
53	児童デイサービス ばいかじまはら事業所	真栄原3-34-22-1F	098-943-7212	098-943-7213																					○				○		
54	放課後児童デイ アスリート工房	真栄原3-6-34	098-962-9697	098-962-9697																					○				○		
55	児童デイサービス・アニマートぎのわん	真志喜2-14-18-105	098-988-9619	098-988-9620																									○		
56	指定相談支援事業所ささえ	真志喜2-15-14-103	090-3797-7017	098-963-9831																											○
57	子ども療育ステーション ここふわ 真志喜	真志喜2-22-8 1F	098-943-3701	098-988-6014																					○						
58	サポートステーションここふわ	真志喜2-22-8-101	080-3450-1763	098-988-6014																											○
59	おれんじキッズ&児童デイサービス・ アニマートぎのわん	真志喜2-26-7-102	098-894-8275	098-894-8276																					○				○		
60	放課後等デイサービス ウィズ・ユー野嵩	野嵩1-11-14	098-896-1996	098-896-1997																					○				○		
61	児童デイサービス ゆうわ	野嵩1-14-13	098-943-1010	098-943-1078																					○				○		
62	子育てサポート 交流広場 ハッピーハウス	野嵩1-35-2	098-893-1450	098-893-1450																					○				○	○	
63	みらすくキッズHOME	野嵩1-43-12	098-963-4025	098-963-4022																					○						
64	相談支援事業所みらすくフラワー	野嵩1-43-12-2F	090-3795-5346	098-963-4022																											○
65	そだちのしえん りとりいと	野嵩2-28-3-101	098-975-7225	098-975-7226																					○				○		
66	セルフット	野嵩3-7-25 2F3F	098-893-1071	098-893-1061																					○				○	○	

2. 指定障がい福祉サービス(宜野湾市)

沖縄県ホームページより引用:令和6年12月1日時点

※サービス内容や対応の詳細につきましては、事業所へお問合せください。

	事業所一名称	事業所一住所	事業所電話番号	事業所FAX番号	居宅介護	重度訪問介護	同行介護	施設入所支援	共同生活援助	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	自立生活援助	宿泊型自立訓練	就労移行支援（一般型）	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	就労定着支援	地域移行支援	地域定着支援	計画相談支援	移動支援	日中一時支援	児童発達支援	医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	障害児相談支援	
1	福祉作業所 ゆいゆい	愛知1-5-1	098-943-9758	098-917-6209															○													
2	ケアあいしてる	愛知3-13-16-102	090-7585-8181		○	○														○												
3	自立・就労センターINFIT	愛知3-5-21-2F	098-975-7851	098-975-7852															○													
4	相談支援事業所 INFIT	愛知3-5-21-2F	098-975-7851	098-975-7852																		○										
5	スマイリーワークぎのわん	赤道1-14-5	070-3143-0088	098-960-7658														○														
6	ニチケアセンターぎのわん	赤道1-4-29-105	098-896-2010	098-893-9500	○	○																										
7	Okinawa Star Academy	新城1-5-16	098-988-1962	098-988-1962										○		○																
8	七虹	伊佐1-3-10	090-2303-9411									○																				
9	ライフサポート E-TOKORO	伊佐1-7-5	098-892-3704	098-892-3714	○	○																										
10	ENTWa	伊佐3-14-10	098-894-4562	098-894-4562					○																							
11	自立生活援助 所縁	伊佐3-14-10-401	098-800-1209	098-800-1692										○																		
12	居宅事業所 愛誠園	伊佐3-26-8	098-943-1080	098-943-4696															○													
13	就労継続支援B型 じあいサポート	伊佐3-29-2-106	098-987-6600	098-987-6611																												
14	C'S Grow	伊佐3-29-27	098-975-9195	098-975-9196															○													
15	グループホームはごろも	伊佐4-2-14	098-897-7181	098-897-7186						○										○												
16	PAI おきなわ	伊佐4-4-1	098-890-1895	098-897-2094	○	○					○																					
17	ピアセンター・イルカ	伊佐4-4-1	098-890-1896	098-897-1877																			○									
18	障がい福祉サービス事業所 はごろも	伊佐4-4-6	098-897-7181	098-897-7186															○													
19	彩風の杜（居宅・計画相談）	上原1-8-5	098-896-1103	098-896-1105	○	○															○	○	○								○	
20	生活介護センター 彩風の杜ぎのわん	上原1-8-6	098-893-7208	098-893-7208							○																					
21	就労継続支援事業所 あい	上原1-14-1	098-892-2823	098-892-8902																○												
22	スマイリーワーク ぎのわんB	上原1-17-11-1F	098-960-7658	098-960-7658																○												
23	相談支援事業所 みらい	上原1-18-13-301	090-5945-0245																				○									
24	アダムスSA	上原1-21-11-1F	098-892-1688	098-892-1688										○																		
25	訪問介護あろはぎのわん	上原2-1-8-1F	098-894-9881	098-894-9891	○	○																										
26	訪問介護T R E E 宜野湾	宇地泊2-1-3-302	098-898-7280	098-898-7281	○	○																										
27	Active	宇地泊2-4-23-1F	098-975-9661	098-975-9662																												
28	楽学喜・楽学喜サポート アチェンド	宇地泊2-38-7	098-943-7300	098-943-7292													○			○	○			○								
29	株式会社オレンジハート	宇地泊3-12-1	098-942-2380	098-942-2381															○													
30	ケア・コミュニティー結び （指定訪問介護サービス）	宇地泊751-15-902	098-870-9155	098-870-9156	○	○	○																									
31	訪問介護ステーションみかん	嘉数2-2-1-2F	098-988-8122	098-988-0098	○	○	○																									

	事業所一名称	事業所一住所	事業所電話番号	事業所FAX番号	居宅介護	重度訪問介護	同行介護	施設入所支援	共同生活援助	看護介護	生活介護	短期入所 短期入所 (機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	自立生活援助	就労移行支援(一般型)	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)	就労定着支援	地域移行支援	地域定着支援	計画相談支援	移動支援	日中一時支援	児童発達支援	医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	放課後等デイサービス	障害児相談支援			
32	ヘルパーステーションCOREA	嘉数4-17-24	098-894-8383	098-894-9889	○	○																									
33	デイセンター蒼生	大謝名1-20-2	098-893-4137	098-893-6579							○																				
34	グループホーム森川	大謝名1-20-2	098-893-4137	098-893-6579						○																					
35	ショートステイ森川	大謝名1-20-2	098-975-5320	098-975-5321								○																			
36	多機能型事業所 サントウアリオ	大謝名2-2-10-4F	098-943-8774	098-943-8281										○			○														
37	就労継続支援センター 新緑の風	大謝名3-6-9	098-897-5661	098-897-5660													○														
38	ワーカーズホーム	大謝名4-6-28	098-955-1692	098-955-1692													○														
39	オハナ宜野湾	大謝名5-7-6-1F	098-897-3024	098-897-3025												○															
40	ヘルパーステーション エデュカーレ	大山1-5-12-301	098-898-9039	098-898-9031	○	○																									
41	パピルス	大山2-15-14	098-898-9155	098-898-9155														○													
42	グループホームSUN宜野湾	大山2-26-6	070-1453-5356							○																					
43	就労支援リカバリー	大山3-25-8	098-943-7395	098-943-7395													○														
44	相談支援事業所 くくるばな	大山6-24-10-1階	098-898-6901	098-898-6902																		○									
45	指定障害福祉サービス事業所 「たいよう」	大山6-40-15(A-9)	098-988-6121	098-988-6121							○		○																		
46	MAJUN LINK	大山6-11-17-2F	098-960-9138	098-962-7840													○														
47	LifeAid ROI	神山1-1-3-103	080-6492-0491	098-917-4583	○	○	○																								
48	就労サポート真風	我如古2-1-14-302	098-943-7781	098-943-7581												○															
49	相談支援事業所 Ricca	我如古2-13-17-305	090-2396-8164																			○									
50	ロービジョンライフ宜野湾	我如古2-29-12-1F	098-996-1991	098-995-8773													○														
51	ヘルパーステーションはっぴー	我如古2-37-12 A-1	098-943-4401	098-943-4401	○	○	○																								
52	マザーハウス	我如古3-15-34	098-899-2049	098-898-3462														○													
53	独立行政法人国立病院機構 沖縄病院	我如古3-20-14	098-898-2121	098-897-9838						○																					
54	相談支援事業所 ふたふあ	我如古3-20-14	098-943-6960	098-943-6961																		○									
55	多機能型事業所 友結	我如古3-7-5-101	098-917-1216	098-917-1214							○						○														
56	訪問介護ステーションそよ風	我如古4-7-22	098-890-1998	098-894-2949	○	○																									
57	ヘルパーステーション笑	我如古4-8-31	098-943-1226	098-943-1227	○	○	○																								
58	imaru plan	喜友2-26-38-203	098-892-2577	098-892-2577																		○								○	
59	相談支援事業所はる	宜野湾1-5-24-108	098-892-6677	098-892-6677																		○									
60	養・グループホームRin宜野湾	宜野湾2-3-5	098-989-7788	098-989-7778						○																					
61	スマイルぎのわん	宜野湾2-10-13	098-943-1904	098-943-1905						○																					
62	就労継続支援事業所ゆい沖縄	宜野湾3-13-1	098-963-6581	098-963-6582													○														
63	かりゆしぎのわん居宅介護事業所	宜野湾3-21-6-102	098-955-3812	098-892-4223	○	○																	○								
64	共同生活援助 Potting Soil	志真志1-13-18	090-2329-0648	098-917-0551						○																					
65	LIFE DESIGN Support	志真志1-8-1-1F	098-894-8576	098-894-8570																		○									
66	ヘルパーステーションPono	志真志2-3-8	098-943-2701	098-943-2702	○		○																								
67	グループホーム わんから家 陽	志真志3-4-1	098-943-0177	098-917-5876						○																					
68	リハケア訪問介護 ステーションぎのわん	志真志3-7-12-208	080-8363-5743	098-943-5999	○	○																									
69	ヘルパーステーション にぎやか	真栄原1-4-15-105	098-975-5022	098-975-5023	○	○																									
70	シェアハウス あるところ	真栄原2-18-1	090-5723-2379	098-963-9803																											
71	エデュカーレ	真栄原3-17-2-2F	098-898-9039	098-898-9031						○							○														
72	短期入所 エデュカーレ	真栄原3-17-2-1F	098-917-2735	098-917-2736																											
73	障がい者支援センター グループホーム優	真栄原3-19-9-4F	098-943-7436	098-943-7437						○																					
74	ヘルパーステーション美々	真栄原3-20-1-102	098-988-8214	098-988-8214	○	○																									
75	就労支援研究所	真志喜1-5-2	098-943-5585	098-943-5586													○														
76	訪問介護ステーションかいほう	真志喜2-22-2	098-942-8263	098-898-2174	○	○																									
77	障害者支援センター アップドウぎのわん	真志喜2-4-3-301	098-943-5357	098-943-5358													○	○	○	○											
78	サポートステーションここふわ	真志喜3-20-9	080-3450-1763	098-988-6014																		○									
79	space9.	長田1-25-6-202	080-5539-3550																			○									
80	蒼生学園・グループホーム蒼空	長田2-15-1	098-893-4137	098-893-6579														○													
81	グループホーム長田	長田3-12-6	098-988-8185	098-988-8185																											
82	COMPASSサポート宜野湾	長田4-4-13	098-943-3938	098-943-3943																			○								
83	在宅ケアサポートセンター 心花(こはな)	長田4-1-20-101	098-943-0821	098-943-0851	○	○																									
84	トータルサポートセンターよつ葉	長田4-14-18	098-893-0398	098-893-0399	○	○																									
85	ベストスマイル	普天閣1-1-17-1F	098-943-1904	098-943-1905			</																								



バリアフリーリフォームのコツ



負担の少ないうちに老後を考えるリフォーム

少子高齢化の日本においてバリアフリーの必要性はますます高くなっています。健康なうちは必要になってから実施すればよいと考えがちですが、バリアフリー化を進めることで未然の事故防止につながり家族の健康な時間を延ばすことができます。

バリアフリー工事の基本



◀てすりの設置

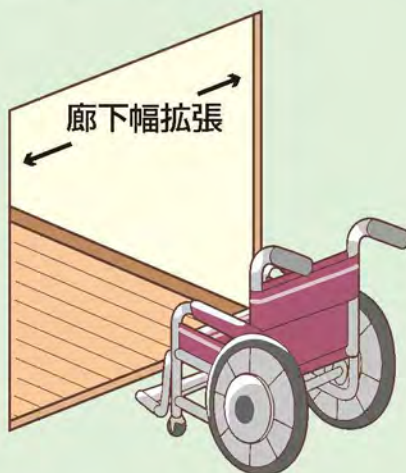
移動のときの転倒防止やつかまり立ちの補助具となります。主要な設置場所はトイレ、浴槽、廊下、玄関など。バリアフリーリフォームの中でも比較的容易な部類です。

段差解消▶

つまづきによる転倒防止や車椅子などの移動が容易になります。敷居を低くしたり、スロープを設置するなどして各部屋や玄関から道路までの段差を解消します。



廊下幅拡張



◀廊下幅の拡張

車椅子の通行やてすりの設置を考慮して十分廊下幅を確保しましょう。工事は間取りの変更をとまう大規模なものになります。



安心・安全・快適住まい♪



株式会社サイネックスによる
編集記事ページです

そのてすりは今必要？ 将来に備えて下準備

今現在考えつく、完全なバリアフリー化をただちに行うのは得策とはいえません。例えば通路の両側にてすりを設けたのに車椅子が通れなくなって外さざるを得なくなる…ということもありえます。

重要なのは将来の様々な状況に対して、対応できるよう、下準備を整えておくことです。「壁紙の張り替えのとき壁面にてすり用の補強材をいれておく」など、しっかりと下準備を整えておくことでその時になってあわてることなく対応できるというものです。



トピックス

バリアフリーリフォームへの支援

介護保険制度では、要介護者が居住する住宅にバリアフリーリフォームを行う場合、費用のうち20万円までについてその9割(18万円)を補助してくれる場合があります。また各自治体によっても様々な支援制度を設けているケースがあります。補助の対象となる工事は決まっています。手続きも必要なので、事前にケアマネージャー(介護支援専門員)などに相談しながら計画しましょう。

※掲載の記事に関しましては、一般的な見解を示したものであり、全てのケースにあてはまるものではありません。





健康マップ

株式会社サイネックスによる
編集記事ページです



障害者差別解消法が変わりました！

令和6年4月1日から

合理的配慮の提供が義務化されました

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取組ができるか、考えていきましょう！

改正後

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒義務



宜野湾市

障がい福祉

ガイドブック



令和7年2月改訂

発 行

宜野湾市／株式会社サイネックス

制 作

株式会社サイネックス

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL:06-6766-3333(大代表)

株式会社サイネックス 沖縄支店

〒900-0014 沖縄県那覇市松尾1-19-27
TEL:098-863-6694



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

宜野湾市 障がい福祉 ガイドブック

